Save the Children
セーブ・ザ・チルドレン

2021年版

子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書

# 子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して



（イメージ）

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2021年3月26日発表

# 子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書

## はじめに

子どもにとって家庭は、最も身近で大切な場所です。子ども支援専門の国際NGOセーブ・ザ・チルドレンは、すべての子どもが暴力から守られ、安心・安全な養育環境において成長することができる社会の実現を目指し、家庭で起こる子ども虐待を予防するための政策提言および社会啓発を行っています。

ここ数年、「しつけ」と称した体罰で、子どもの命が奪われる事件が関心を集めています。虐待死事件が大きく報道され、それを受けた世論の高まりも追い風になり、2020年4月から、親などによる子どもへの体罰が法律で禁止されました*。同年2月には、厚生労働省が、体罰の定義や範囲などをとりまとめた「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」**を発表し、子どもに対して何らかの苦痛を引き起こしたり、不快感を意図的にもたらしたりする行為（罰）は「どんなに軽いものであっても体罰に該当」し、怒鳴りつけたり、けなしたり、辱めたりといったこころを傷つける暴言や行為についても、子どもの権利を侵害すると明示しました。同時に、「親以外の監護・教育をする権利を持たない者を含む全ての人」についても体罰は許されないことも示しました。

日本において法律により体罰が禁止されたことは大きな前進であり、今後、子どもの健やかな成長・発達に与える体罰等の影響や子どもの権利に関する啓発が進むことが期待されます。今回の法律による体罰禁止の目的は、体罰をした人を罰することではなく、体罰によらない子育てを社会全体で推進することです。そのためには、親・養育者と子どもを支える国と自治体の施策をさらに拡充することが不可欠です。

セーブ・ザ・チルドレンは、2017年7月に全国2万人の大人を対象とした、家庭における子どもに対するしつけのための体罰等の意識や実態に関する調査を実施し、2018年2月に調査結果をまとめた報告書を発表しました。2017年調査から3年半あまりが経過し、体罰の意識などの変化を経年比較することを主目的に、法律により体罰が禁止されてから約1年という節目で、今回の調査を実施しました。さらに、2017年調査では聞くことができなかった子どもたちの考えについても別途アンケートを実施しました。

本報告書では、調査結果から明らかになった体罰等への意識や実態について報告します。さらに、調査結果を踏まえ、家庭を含むあらゆる場面で子どもに対する体罰等のない、子どもの権利が保障・推進される社会の実現を目指して提言を行います。

*2019年6月、子ども虐待防止の強化を目的とした児童福祉法、児童虐待防止法の改正法案が、国会で可決・成立。この改正により親などによる体罰の禁止が法律に明記され、2020年4月から施行された。
**厚生労働省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html

本報告書で使用される言葉の定義

体罰　：殴る、たたく、蹴るといった有形力を用いる罰

体罰等：上記体罰、および、体罰以外の怒鳴りつける、「だめな子だ」と言う、にらみつけるといった子どものこころを傷つける罰・行為の総称

※ここでいう「子どものこころを傷つける罰」に体罰（殴る、たたく、蹴るといった有形力を用いる罰）を含めていないが、体罰を用いることで子どものこころが傷つかないと意味しているものではない。

虐待：身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つ（児童虐待防止法2条の定義による）



（イメージ）

# 目次


Ⅰ．調査概要 04

Ⅱ．調査結果と分析 06

1.子どもに対する体罰等についての意識～大人2万人への意識調査結果から～ 06

1-1　体罰についての意識 06

1-2　体罰の内容による意識の違い 08

1-3　子どものこころを傷つける罰についての意識 11

1-4　改正法施行から1年にあたって～体罰等に対する意識はなぜ変化したか～ 13

1-5　体罰等を受けた経験と子どもに対する体罰等の意識との関係性 14

2.子どもに対する体罰等についての実態～子育て中の1,000人への実態調査結果から～ 15

2-1　子どもをたたいた実態 15

2-2　子どもに対する体罰の具体的な行為の実態 16

2-3　子どものこころを傷つける罰の実態 18

2-4　子育てに関する状況と自身の子どもに対する体罰等の実態との関係性 20

2-5　体罰等を受けた経験と自身の子どもに対する体罰等の実態との関係性 22

2-6　たたかない、怒鳴らない子育てについての意識 23

2-7　新型コロナウイルス感染症による生活への影響と子育ての日常の変化 24

3.子どもの権利と体罰容認度～大人の意識と子どもの声～ 26

3-1　子どもの権利の認知度 26

3-2　子どもの意見を聴くことについての意識 27

3-3　体罰等に関する子どもの声～子どものアンケートから～ 29

Ⅲ．調査結果を受けて 32

高祖常子氏（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事）

森保道氏（日本弁護士連合会子どもの権利委員会／NPO法人子どもすこやかサポートネット）

田中恭子氏（国立研究開発法人国立成育医療研究センターこころの診療部診療部長）

Ⅳ.　まとめと提言 34

# Ⅰ. 調査概要

大人に対する調査

## 1. 調査の目的

2017年調査から3年半、親などによる子どもへの体罰禁止の改正法施行から約1年のタイミングで、子どもに対するしつけのための体罰等に関して日本における一般的な大人の意識および実態の変化を確認すること。また、調査結果からまとめた所見と提言を、日本において子どもへのあらゆる体罰等をなくすための政策提言や社会啓発につなげること。

## 2. 主な調査内容

意識調査：第一子の有無と年齢、体罰と子どものこころを傷つける罰に対する容認度、回答者自身が受けた体罰等の体験とその体験に対する認識、子どもの権利の認知度、子どもの意見を聴くことに関する認識

実態調査：回答者が子どもに対して体罰と子どものこころを傷つける罰を用いた実態、回答者自身の子育て状況、たたかない、怒鳴らない子育てに関する考え方、新型コロナウイルス感染症による生活への影響

## 3. 調査実施の状況

【調査対象及び方法】

- 全国20歳以上の男女（調査会社保有パネルより以下条件にて抽出）
- 男性：女性、子どもあり：なしが同数となり、かつ年齢に偏りがないように抽出した標本に対して意識調査を行い、その回答者から子どもを持つ者を第一子の年齢別に割り付けて抽出し、実態調査を行った
- 調査会社による専用調査画面を用いたウェブアンケート

| | | | 子どもあり（第一子の年齢別） | | | | | | 子どもなし | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 0～2歳 | 3～5歳 | 6～9歳 | 10～13歳 | 14～18歳 | 年齢不問 | | 計 |
| 意識調査 | 回答者性別 | 男性 | | | | | | 5,000 | 5,000 | 20,000 |
| | | 女性 | | | | | | 5,000 | 5,000 | |
| 実態調査 | 回答者性別 | 男性 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | | | 1,000 |
| | | 女性 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | | | |

（人）

【調査期間】

- 意識調査：2021年1月15日（金）～2021年1月19日（火）
- 実態調査：2021年1月22日（金）～2021年1月22日（金）

## 4. 調査の実施体制

調査主体：公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

協力：認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク

NPO法人 子どもすこやかサポートネット

## 子どもに対する調査

**1. アンケートの目的**

子どもに対して直接アンケートを実施することにより、子どもが体罰等に対してどのような認識をしているのかを把握すること。

**2. 主なアンケート内容**

体罰等に相当する具体的な行為の容認度、体罰等を受けた経験、子どもの権利の認知度、身近な大人から意見を聴いてもらっていると思うかについて

**3. アンケート実施の状況**

【調査対象】　全国の小学校1年生（6歳）から17歳以下の子ども
【調査方法】　インターネット上でのアンケートフォーム(Microsoft Forms)を用いたウェブアンケート
【調査期間】　2021年2月1日（月）～　2021年2月28日（日）

| | 6～9歳 | 10～13歳 | 14～17歳 | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 男子 | 41 | 40 | 39 | 120 | 344 |
| 女子 | 58 | 62 | 83 | 203 | |
| その他／答えない | 3 | 6 | 12 | 21 | |

（人）

**4. アンケートの実施体制**

本アンケートの実施にあたり、セーブ・ザ・チルドレンの子どものセーフガーディング指針に則って、子どもへの影響と安全に配慮した実施方法、質問内容、およびデータ収集に努めた。その上で、児童精神科医や法律家などのさまざまな分野の専門家から助言を受けて実施した。

## 数値の見方

- 本文およびグラフの数値は、その表章単位に合わせて計算された数値を四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しない。
- 質問項目のクロス集計における有意差検定では、有意水準を5%とし、質問間や項目と全体との間に有意な差が生じているかどうかを確認した。

# II. 調査結果と分析

## 1. 子どもに対する体罰等についての意識 ～大人２万人への意識調査結果から～

## 1-1 体罰についての意識

子どもに体罰を決してすべきではないと考えている回答者は約6割。2017年調査と比較し、体罰を容認する回答者が15ポイント減少した。一方で、未だ4割を超える人が体罰を容認していた。性別では男性が、年代別では40代～50代が、第一子年齢別でみると10歳～18歳である回答者が体罰を容認する傾向がみられた。

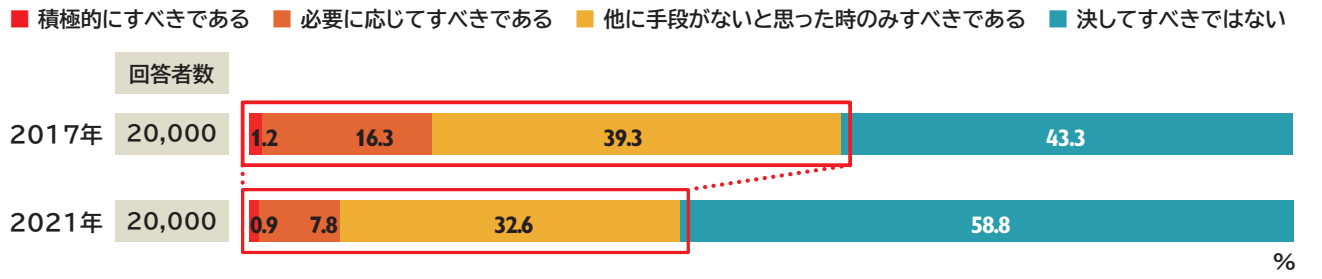
2017年に実施したセーブ・ザ・チルドレンの前回調査と比較して、しつけのために子どもに体罰をすることを容認する回答者*が約6割（56.7%）から約4割（41.3%）へと15.4ポイント減少した（グラフ1）。特に、「必要に応じてすべきである」（以下、「必要に応じて」）「他に手段がないと思ったときのみすべきである」（以下、「他に手段がないときのみ」）という回答者が、それぞれ8.5ポイント、6.7ポイント減少した。

今回、何らかの場面で子どもに対し体罰をすべきであると回答した41.3%の内訳をみると、「積極的にすべきである」（以下、「積極的に」）0.9%、「必要に応じて」7.8%、「他に手段がないときのみ」32.6%となっている。一方、「決してすべきではない」は58.8%であった。

*体罰を容認する回答者とは、子どもに対するしつけのための体罰を「積極的に」「必要に応じて」「他に手段がないときのみ」すべきであると答えた回答者を指す。

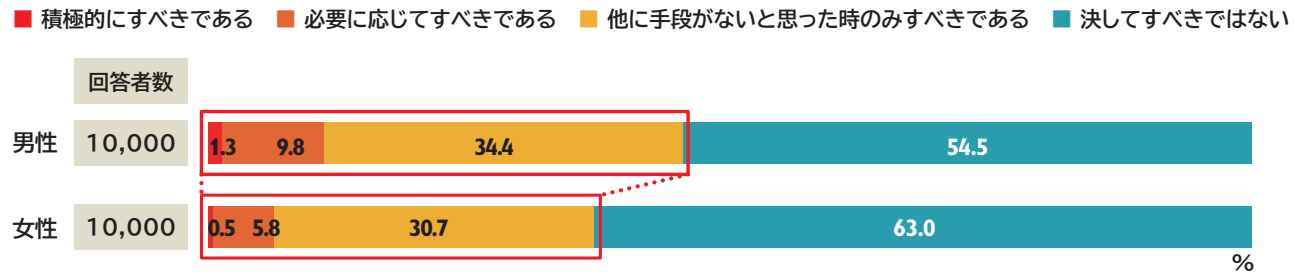
グラフ1 【2017年との比較】しつけのために、子どもに体罰をすることに対してどのように考えますか。

（単一回答）

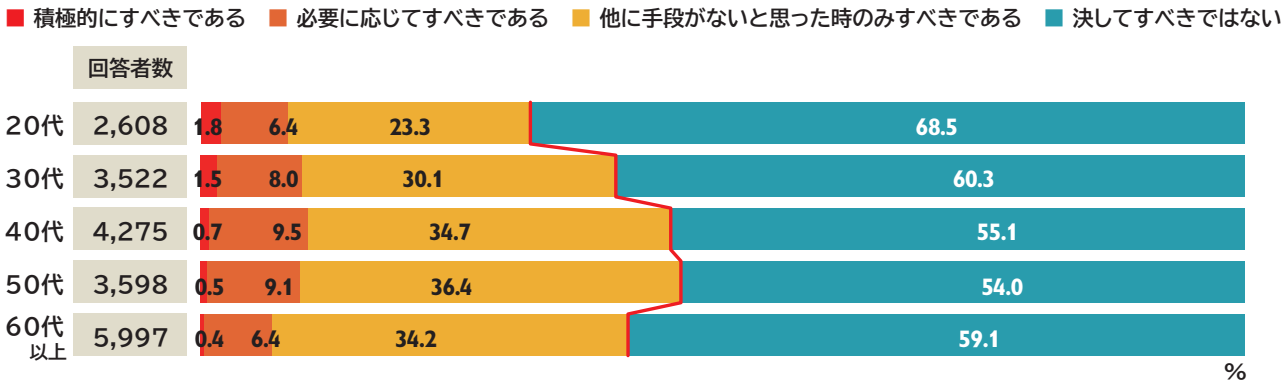



体罰への意識について、回答結果を回答者の属性（性別、年代、子どもの有無など）ごとに分析した。性別では、男性回答者の方が、女性回答者よりも体罰を容認する傾向があった（グラフ2）。年代では、子どもの年齢が比較的高い子育て世代にあたる40代～50代で体罰を容認する回答者の割合が高く、20代～50代では年代が上がるにしたがって体罰を容認する回答者の割合が高くなる傾向があった（グラフ3）。一方、20代に着目すると、「決してすべきではない」と「積極的にすべき」との回答が他の年代と比べていずれも高く、二極化している傾向が見られた。また、回答者のうち子どもがいる10,000人の中では、第一子の年齢が上がるにつれて体罰を容認する回答者の割合が高くなる傾向が見られた（グラフ4）。

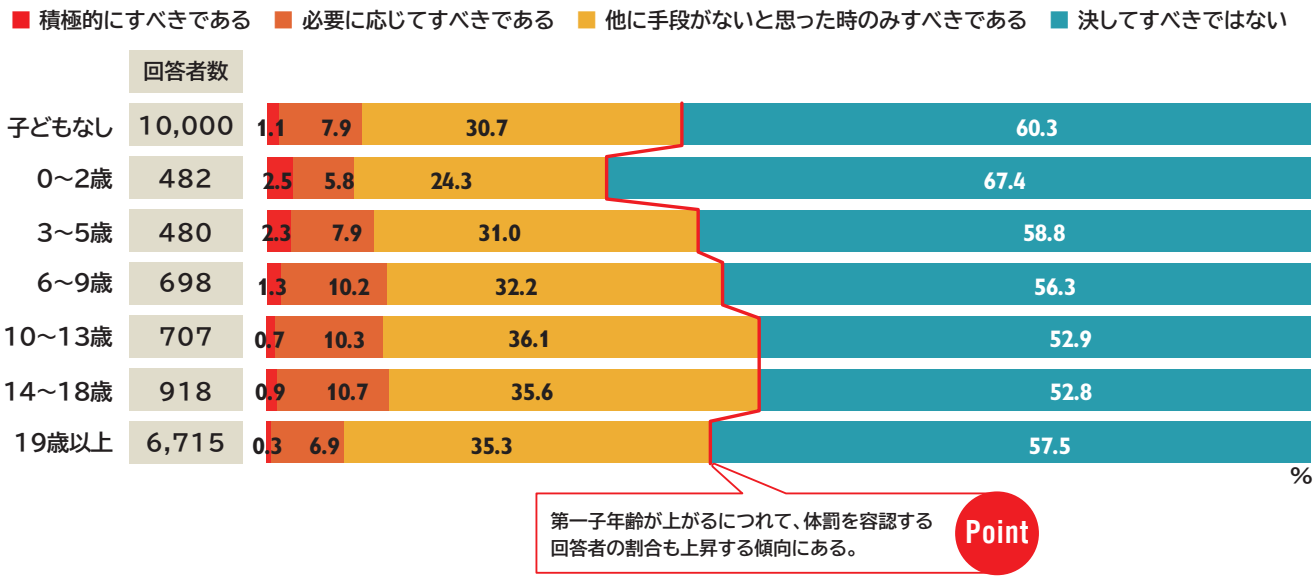
## グラフ2　性別と体罰容認度との関係性




## グラフ3　年代と体罰容認度との関係性




## グラフ4　第一子の年齢と体罰容認度との関係性




第一子年齢が上がるにつれて、体罰を容認する回答者の割合も上昇する傾向にある。

Point

# 1-2 体罰の内容による意識の違い

「こぶしで殴る」から「手の甲をたたく」まで、2017年調査と比較して子どもをたたく行為を容認する回答者の割合が減少した。しかし、依然として「こぶしで殴る」「ものを使ってたたく」「加減せずに頭をたたく」を容認する回答者が約6%～8%、「お尻をたたく」「手の甲をたたく」を容認する回答者が、約5割存在した。

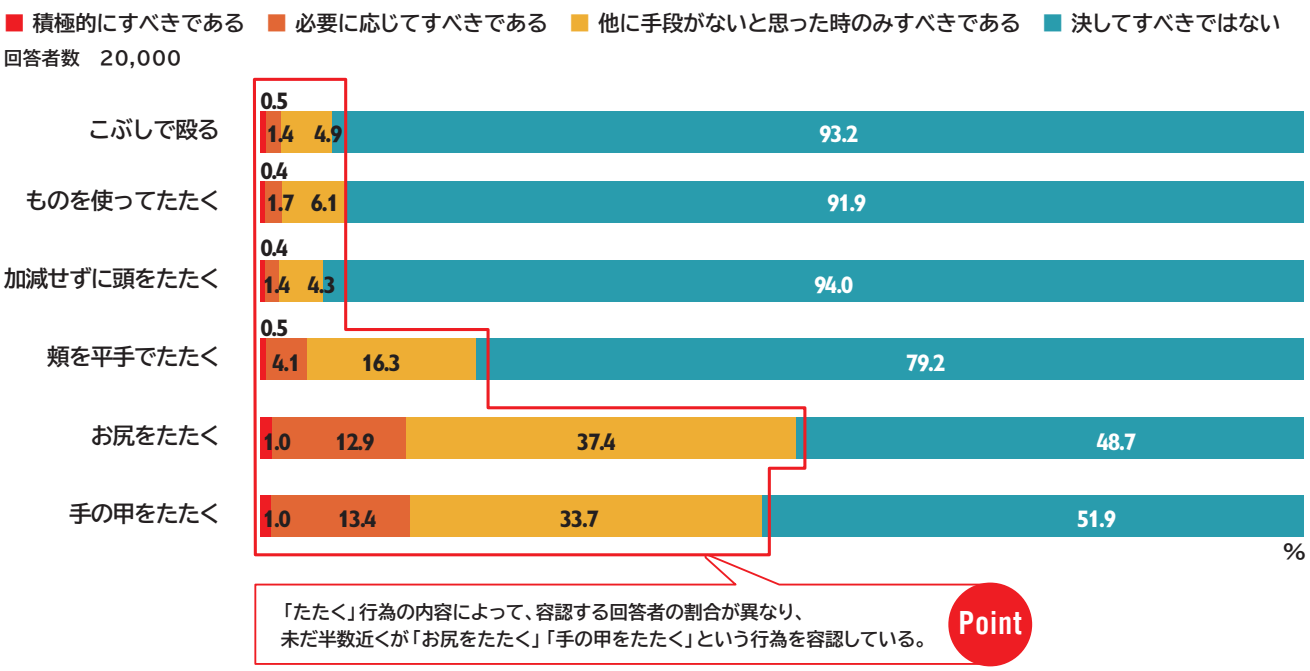
体罰の内容の違いによって、容認する回答者*の割合が変化するのかを確認するため、「たたく」をより詳細に質問した。その結果、「こぶしで殴る」は6.8%、「ものを使ってたたく」は8.2%、「加減せずにたたく」は6.1%が容認すると回答した（グラフ5）。「頬を平手でたたく」になると、20.9%の回答者が容認していた。さらに、「お尻をたたく」では51.3%、「手の甲をたたく」では48.1%と、容認する回答者が約半数にのぼった。

2017年調査と比較すると、調査したすべての「たたく」について、それぞれ容認する回答者の割合が減少した（グラフ6）。しかし、依然として「こぶしで殴る」「ものを使ってたたく」「加減せずに頭をたたく」を容認する回答者が2万人中1割弱、「お尻をたたく」「手の甲をたたく」を容認する回答者が約5割存在していることに留意する必要がある。

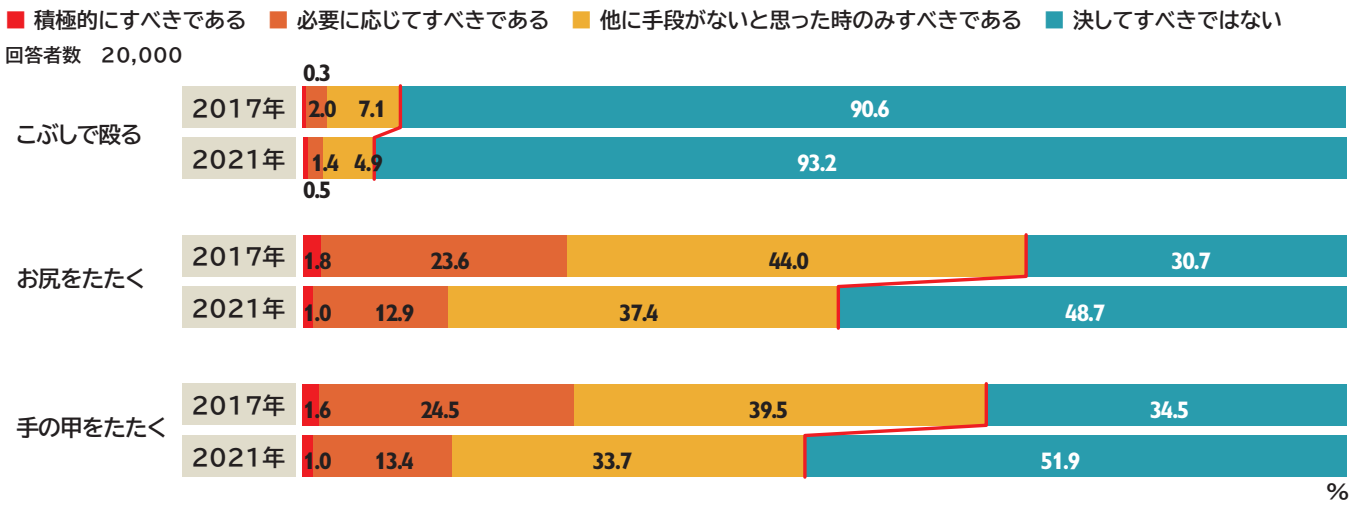
*体罰を容認する回答者とは、子どもに対するしつけのための体罰を「積極的に」「必要に応じて」「他に手段がないときのみ」すべきであると答えた回答者を指す。

グラフ5　しつけのために、子どもを次のように「たたく」行為について、どのように考えますか。

（それぞれ単一回答）

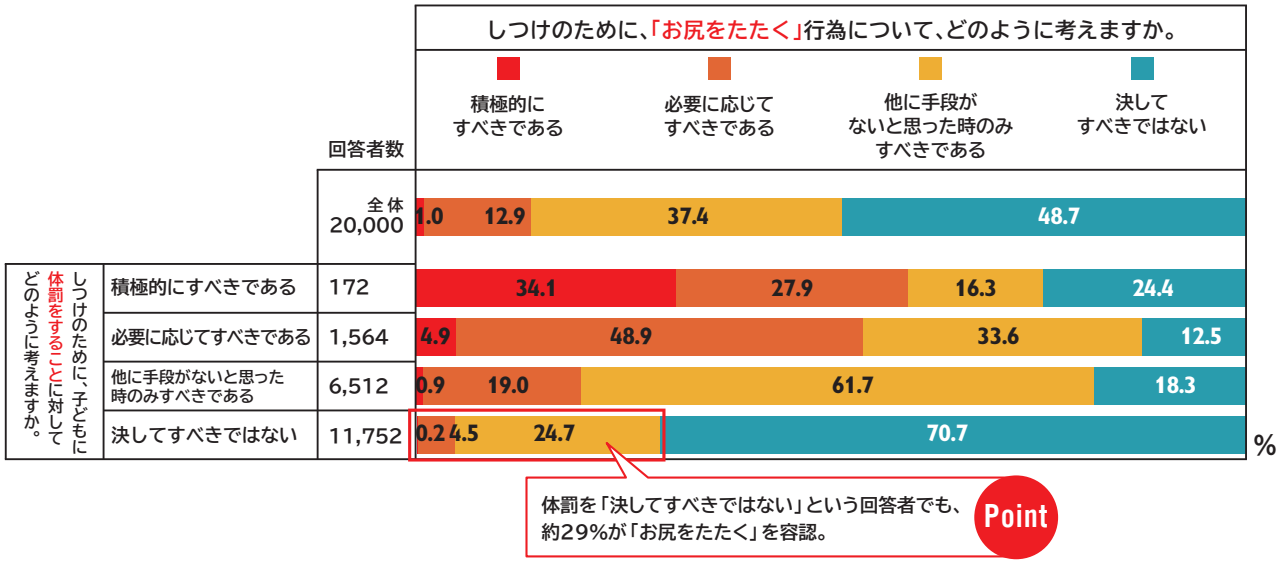


グラフ6 【2017年との比較】しつけのために、子どもを次のように「たたく」行為について、どのように考えますか。（それぞれ単一回答）



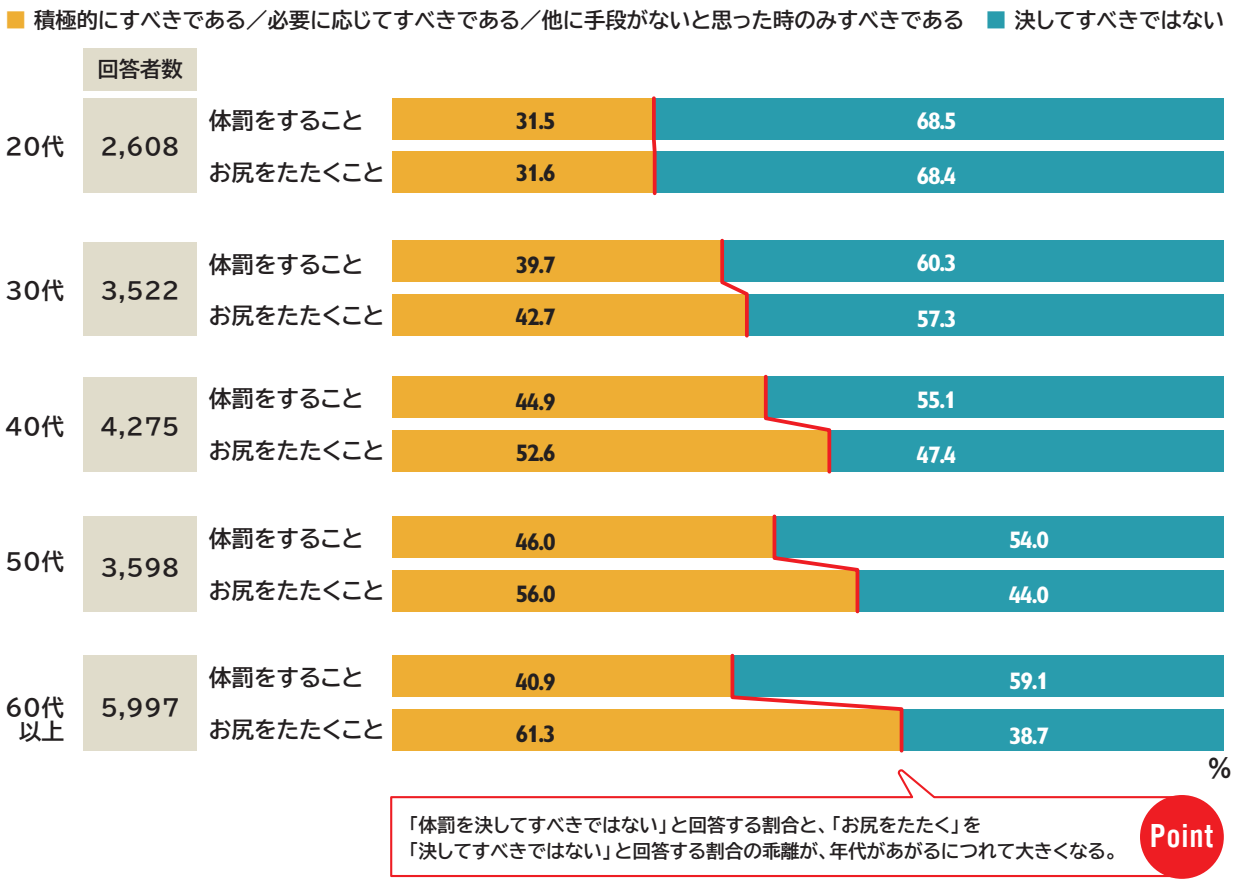

体罰への意識と「お尻をたたく」との意識の関係性を分析したところ、Ⅱ. 1-1（グラフ1）でしつけのために体罰を用いることを「決してすべきではない」と回答した11,752人（58.8%）のうち、「お尻をたたく」を容認する回答者が約3割確認された。2017年調査では、体罰を用いることを「決してすべきではない」かつ「お尻をたたく」を容認した回答者は43.8%だったため、14.4ポイント減少した。しかしながら、依然として、体罰を「決してすべきではない」と考えている回答者の約3割が、何らかの場面で「お尻をたたく」をすべきと回答していることは、留意すべき点である。

グラフ7 体罰の容認度と「お尻をたたく」の容認度との関係性



さらに、「体罰を決してすべきではない」という回答者と「お尻をたたく」を「決してすべきでない」という回答者の割合を年代別に比較した（グラフ8）。その結果、20代では「体罰を決してすべきではない」という回答者の割合と「お尻をたたく」を「決してすべきではない」という回答者の割合が、ほぼ同じであった。しかし、年代が上がるにつれて徐々に「お尻をたたく」を「決してすべきではない」という割合が下がり、「体罰を決してすべきではない」という割合との乖離が大きくなった。特に、50代では10ポイント、60代以上では20.4ポイントと乖離が顕著に表れた。

## グラフ8　年代別にみた体罰容認度と「お尻をたたく」容認度の乖離

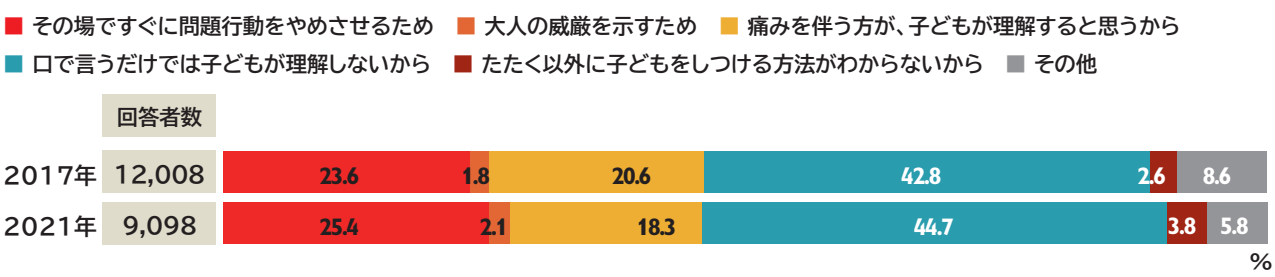



なお、しつけのために子どもをたたく行為を容認すると答えた9,098人*（45.5%）を対象に、自身の考えに最も近い「たたくべき」理由を質問したところ（グラフ9）、2017年調査と同様の傾向がみられた。

「その他」を選択した回答者からは、「危険な行為を制止するため」「人の痛みをわからせるため」といった声が寄せられた。

*9,098人の内訳は、子どもに対してしつけのためにたたくことを「積極的にすべき」と回答した137人、「必要に応じてすべき」と回答した1,609人、「他に手段がないと思ったときのみすべき」と回答した7,352人である。

## グラフ9　【2017年との比較】なぜ、しつけのために、子どもをたたくべきだと思いますか。（単一回答）



# 1-3 子どものこころを傷つける罰についての意識

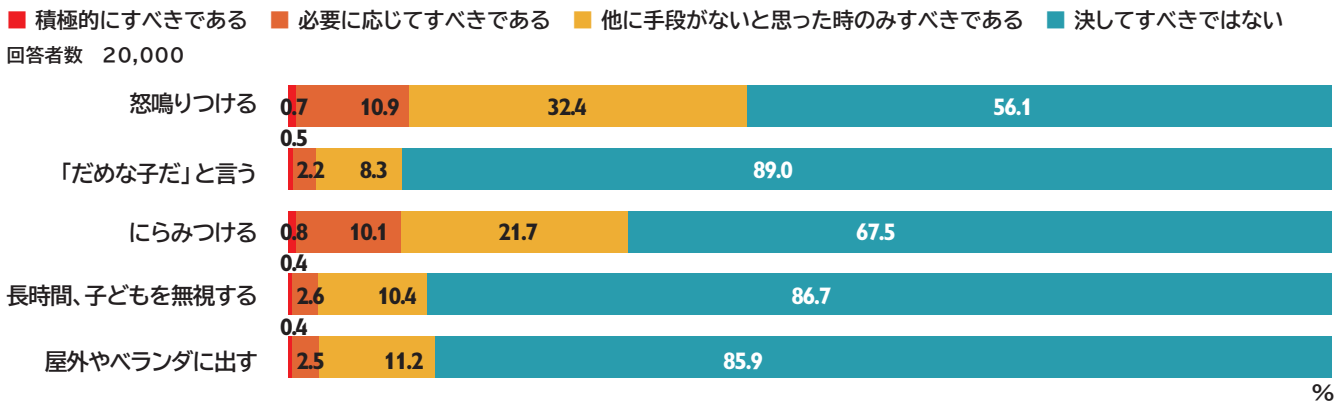
こころを傷つける罰について、2017年調査と比較して容認する回答者の割合が減った。しかし、依然として「怒鳴りつける」「にらみつける」を容認する人が、それぞれ約4割、約3割存在した。

体罰以外に、子どもを「怒鳴りつける」「『だめな子だ』と言う」「にらみつける」といった子どものこころを傷つける罰を用いる行為についても、回答者の意識を質問した（グラフ10）。その結果、いずれの行為についても容認する回答者*が存在した。

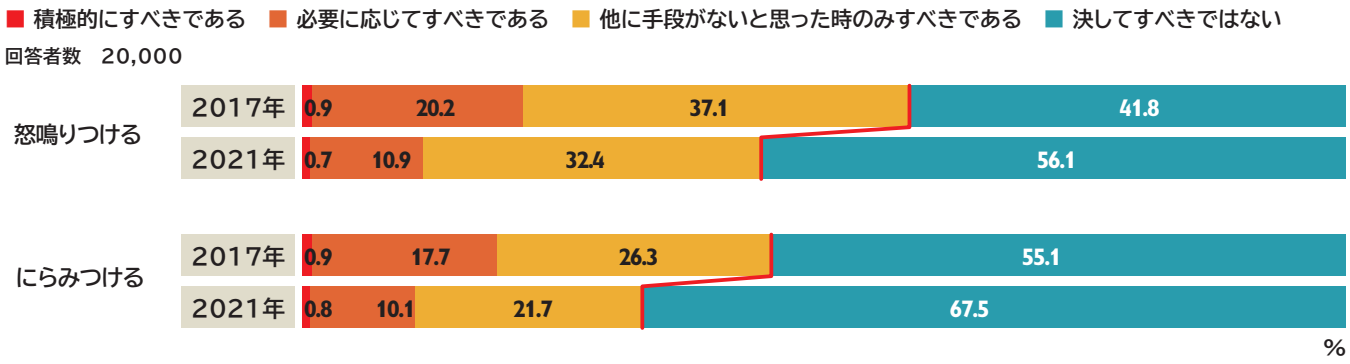
2017年調査で容認度が高かった「怒鳴りつける」「にらみつける」については、それぞれ44.0%（-14.2ポイント）、32.6%（-12.3ポイント）と、いずれも容認する回答者の割合が低くなった（グラフ11）。しかし、依然として4割以上の回答者が「怒鳴りつける」を、3割以上の回答者が「にらみつける」を容認していることが明らかになった。

＊容認する回答者とは、それぞれの行為について「積極的に」「必要に応じて」「他に手段がないときのみ」すべきであると答えた回答者を指す

グラフ10 しつけのために、子どもに対して次のような行為をすることについて、どのように考えますか。（それぞれ単一回答）

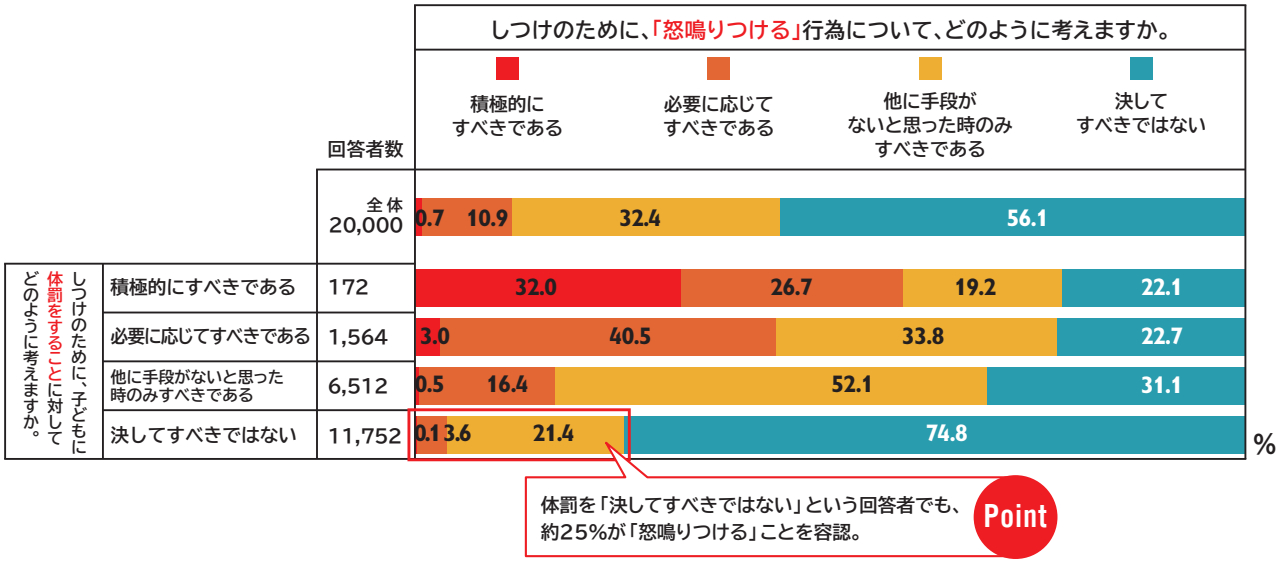



グラフ11 【2017年との比較】しつけのために、子どもに対して次のような行為をすることについて、どのように考えますか。（それぞれ単一回答）



さらに、体罰への意識と「怒鳴りつける」への意識の関係性（グラフ12）を分析したところ、Ⅱ. 1-1（グラフ1）において体罰を「決してすべきではない」と回答した11,752人（58.8%）であっても、「怒鳴りつける」を容認する回答者が25.1%にのぼった。2017年調査の33.4%から、8.3ポイント減少したものの、体罰を決してすべきではないと考える回答者であっても約4人に1人が「怒鳴りつける」を未だに容認していることが明らかになった。

## グラフ12　体罰の容認度と「怒鳴りつける」容認度との関係性



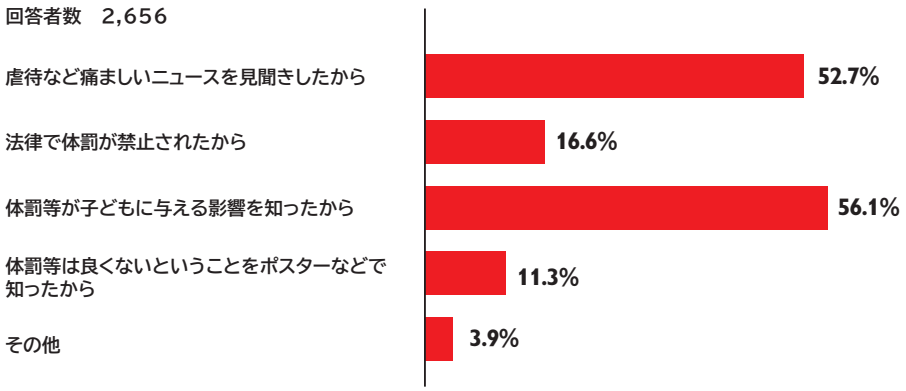
# 1-4 改正法施行から1年にあたって～体罰等に対する意識はなぜ変化したか～

過去1年間の意識の変化をみると、体罰容認から容認しない意識へと変化した人が13.3%いた。体罰が虐待につながる事例を見聞きしたこと、体罰等がもたらす影響などを知ったことが主な理由としてあげられた。

2020年4月に子どもへの体罰を禁止する改正法が施行したことを受け、過去1年間での意識の変化を質問した。その結果、「以前も今も容認していない」62.3%、「以前は容認していなかったが、今は容認している」3.8%、「以前は容認していたが、今は容認していない」13.3%、「以前も今も容認している」20.6%となった。1年前に体罰を容認していたが現在は容認しなくなったという意識の変化があった回答者2,656人（13.3%）に対し、その理由を質問したところ（グラフ13）、「体罰等が子どもに与える影響を知ったから」56.1%、「虐待等の痛ましいニュースを見聞きしたから」52.7%という2つの理由が過半数を超えた。なお、法律による体罰の禁止を理由にあげた回答者は16.6%であった。その他の理由として、「時代が変化したから」「自分の子どもの頃を振り返った結果」「体罰としつけの違いを考えるようになったから」などが挙げられた。

グラフ13 **1年前は体罰を容認していた回答者が、体罰を容認しなくなった理由**（複数回答）

【以前は容認していたが、今は容認していない】と回答した理由について、あてはまるものすべてを選択してください。

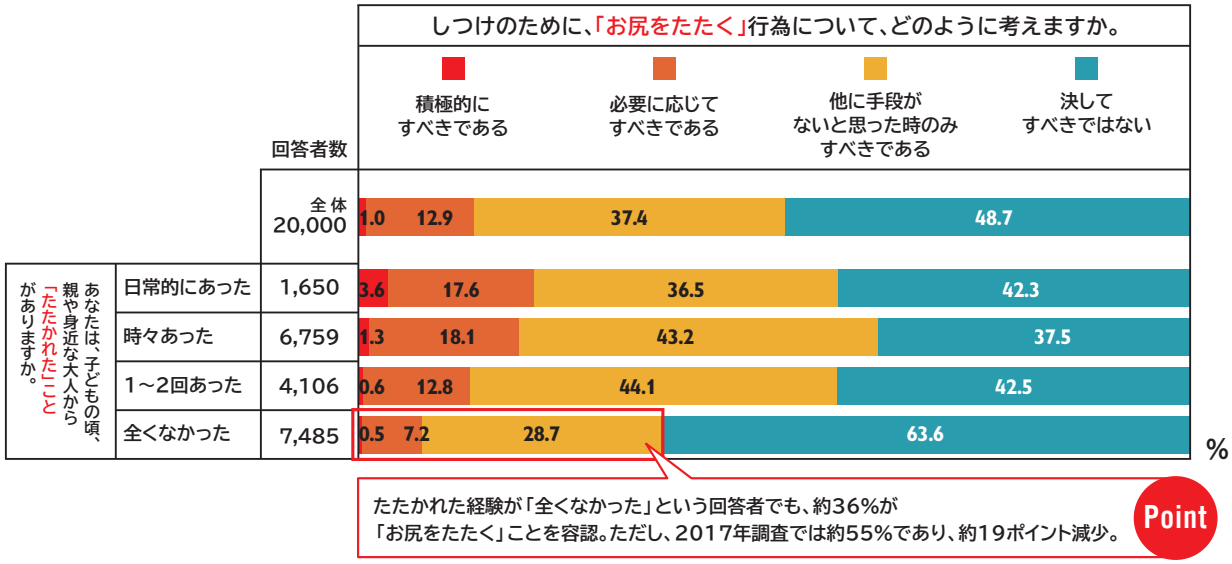


# 1-5 体罰等を受けた経験と子どもに対する体罰等の意識との関係性

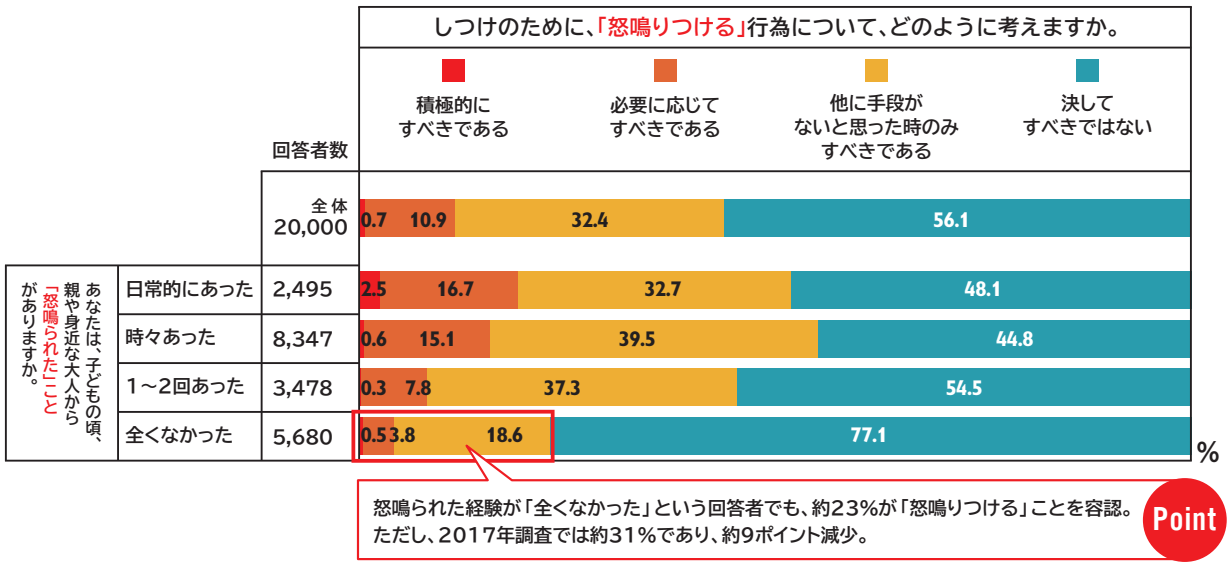
自身が体罰等を受けた経験がある回答者の方が、子どもに対する体罰等を容認する傾向がみられた。一方、自身が体罰等を受けた経験がまったくない場合でも、体罰等を容認する回答者が一定数存在した。

回答者が体罰等を受けた経験と、子どもに対する体罰等についての意識の関係性を分析した（グラフ14、グラフ15）。自身が「日常的に」「時々」たたかれる、「日常的に」「時々」怒鳴られる経験があったという回答者が、体罰を「積極的にすべき」「必要に応じてすべき」と回答した割合が高かった。一方で、たたかれた経験が「まったくなかった」という回答者でも、約36%が「お尻をたたく」を容認しており、怒鳴られた経験が「まったくなかった」という回答者でも、約31%が「怒鳴りつける」を容認していることがわかった。

## グラフ14 回答者がたたかれた経験と「お尻をたたく」容認度との関係性




## グラフ15 回答者が怒鳴られた経験と「怒鳴りつける」容認度との関係性



## 2. 子どもに対する体罰等についての実態 ～子育て中の 1,000 人への実態調査結果から～

# 2-1 子どもをたたいた実態

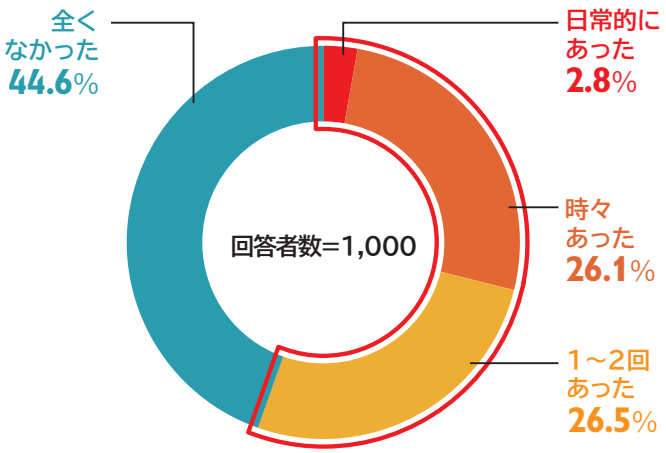
しつけの一環として子どもを過去にたたいたことがあるという回答者が約半数を占めた。年代では40代が、また第一子年齢が10歳～18歳である回答者が過去にたたいた経験があると回答した割合が高く、体罰容認度と同様の傾向がみられた。性別では、たたいた経験があると回答した割合は女性が高く、体罰容認度との違いがみられた。

過去にしつけの一環として子どもをたたいたことがあるかを聞いたところ、55.4％が1回以上たたいた経験があったと回答した（グラフ16）。内訳をみると、「日常的にあった」2.8％、「時々あった」26.1％、「1～2回あった」26.5％となっている。一方、「まったくなかった」は44.6％となっている。年代別でみると、20代の回答者は、全体と比較してしつけの一環として子どもをたたいたことが「まったくなかった」と回答した割合が高かった。

一方で、1回以上たたいたことがあると回答した割合が高かったのは40代であり、子どもをたたいたことが「時々あった」割合が高く、「まったくなかった」という割合が低かった。また、10歳～18歳の第一子がいる回答者が1回以上たたいたことがあると回答した割合が高く、体罰容認度*と同様の傾向がみられた。性別で分析すると、1回以上たたいたことがあると答えた回答者の割合は女性が高く、男性の方が何らかの場面で体罰をすべきと回答した割合が高いという体罰容認度との違いが見られた。

＊体罰容認度とは、子どもに対するしつけのための体罰を「積極的に」「必要に応じて」「他に手段がないときのみ」すべきであると答えた回答者の割合を指す。

グラフ16 **あなたは過去に、しつけの一環として子どもをたたいたことがありますか。**（単一回答）



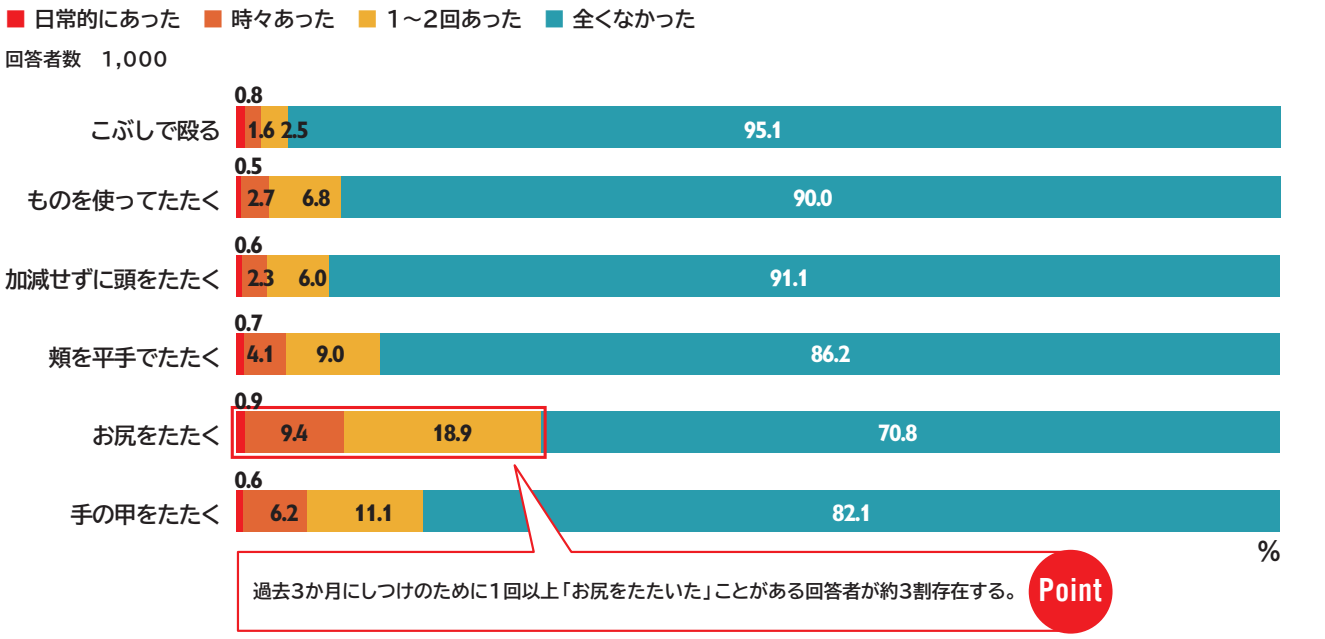
# 2-2 子どもに対する体罰の具体的な行為の実態

2017年調査と比較して減ってはいるものの、過去3ヶ月以内に「ものを使ってたたく」「加減せずに頭をたたく」「頬を平手でたたく」を1回以上した回答者が約1割存在した。また、「お尻をたたく」を1回以上した回答者は約3割にのぼった。

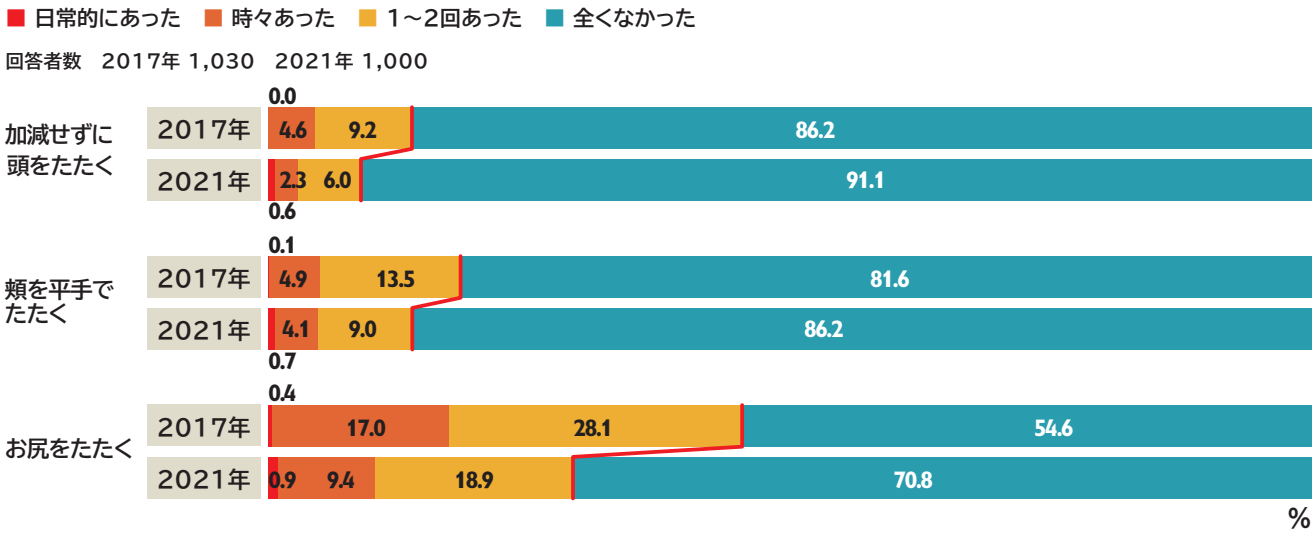
本調査時（2021年1月）からさかのぼって過去3ヶ月の間に、しつけのために具体的にどのような体罰を用いたことがあるかを質問した（グラフ17）。その結果、「こぶしで殴る」行為を1回以上用いたという回答者が4.9%、「ものを使ってたたく」が10.0%、「加減せずにたたく」が8.9%、「頬を平手でたたく」が13.8%、「手の甲をたたく」が17.9%存在した。たたく行為のうち、この期間に1回以上用いた回答者の割合が最も高かったのは「お尻をたたく」であり、29.2%にのぼった。

2017年調査と比べて、今回調査したすべてのたたく行為において1回以上用いた回答者の割合は減少した（グラフ18）。特に、「お尻をたたく」は16.2ポイント減となった。一方で、2017年調査では、「こぶしで殴る」「加減せずに頭をたたく」が「日常的にあった」という回答者がまったく存在していなかったにもかかわらず、今回はいずれのたたく行為でも「日常的にあった」という回答者がごく少数ではあるが存在している。

グラフ17 **あなたは過去３ヶ月にしつけのために次のことを子どもにしたことがありますか。**（それぞれ単一回答）



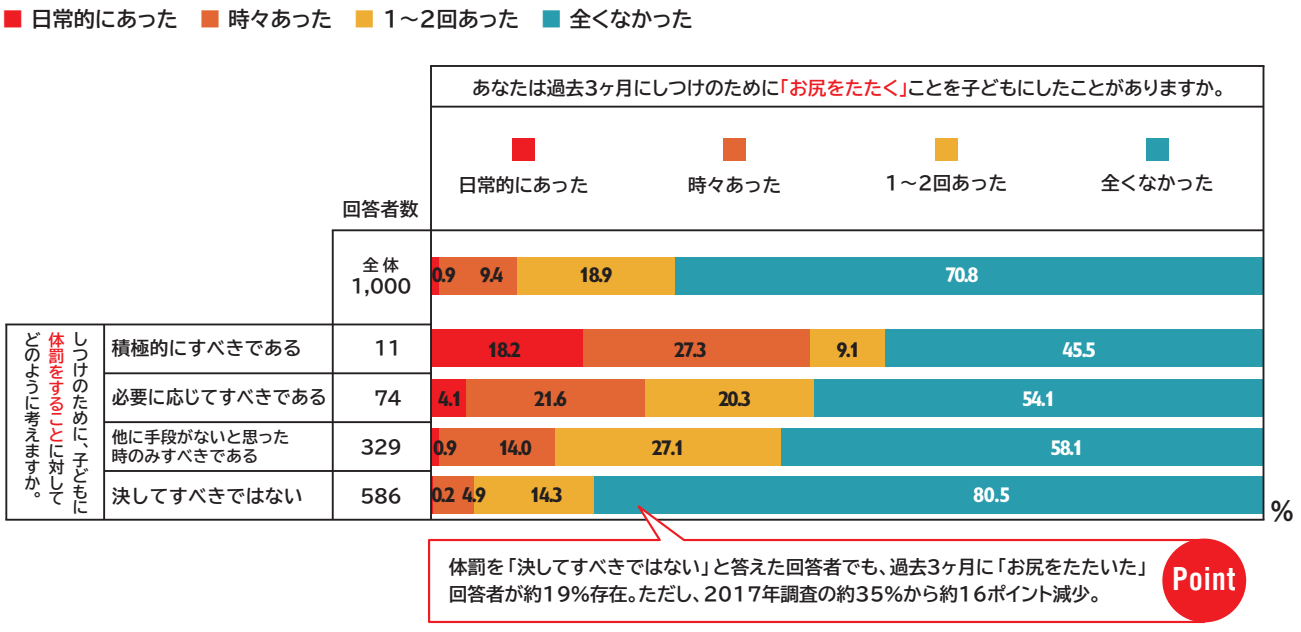
グラフ18 【2017年との比較】あなたは過去３ヶ月にしつけのために次のことを子どもにしたことがありますか。（それぞれ単一回答）




さらに、実態調査の対象者1,000人のうち、Ⅱ. 1-1（グラフ1）において体罰を容認するという回答者*414人（41.4%）の過去3ヶ月以内に用いた「お尻をたたく」の実態を分析した（グラフ19）。その結果、体罰への容認度が高い回答者の方が、過去3ヶ月以内にお尻をたたいた頻度が高い傾向にあることがわかった。一方、体罰を「決してすべきではない」という回答者の中にも、「お尻をたたく」が1回以上あったと答えた回答者が2割近くいた。

*体罰を容認する回答者とは、子どもに対するしつけのための体罰を「積極的にすべき」と回答した11人、「必要に応じてすべき」と回答した74人、「他に手段がないときのみすべき」と回答した329人、合計414人を指す。

グラフ19 体罰の容認度と「お尻をたたく」実態との関係性



# 2-3 子どものこころを傷つける罰の実態

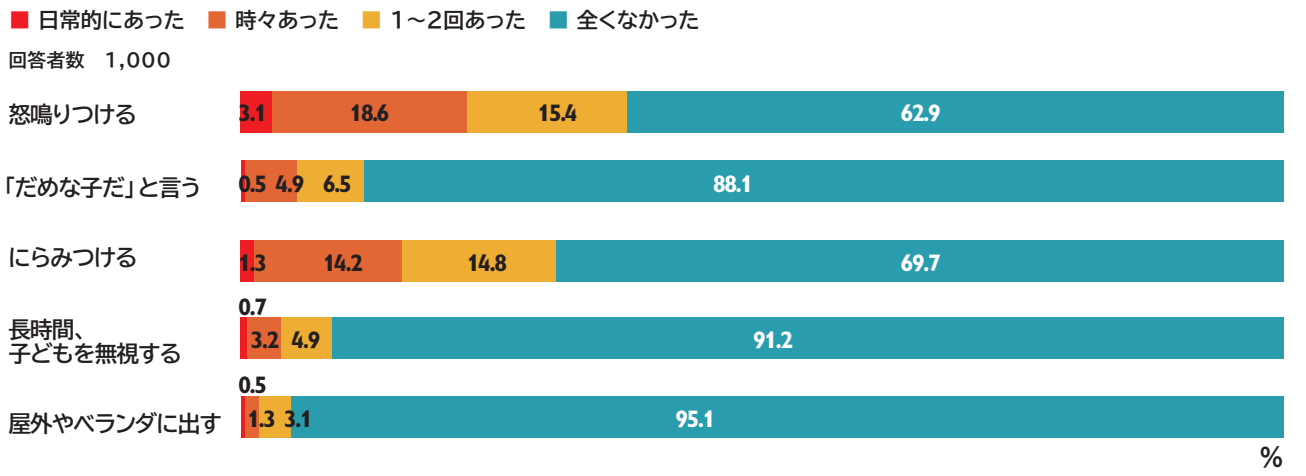
「怒鳴りつける」が約4割、「にらみつける」が約3割と、2017年調査と比較して大幅に減っているものの、子どものこころを傷つける罰は依然として用いられていることがわかった。

子どものこころを傷つける罰についても、本調査時からさかのぼって過去3ヶ月の間に、しつけのために具体的にどのような行為をしたことがあるかを質問した（グラフ20）。その結果、この期間に「怒鳴りつける」「にらみつける」を1回以上したという回答者がそれぞれ37.1%、30.3%存在した。Ⅲ. 2-2（グラフ17）の体罰行為と比較して、子どものこころを傷つける罰はより多く用いられている実態があり、この傾向は2017年調査と変わらなかった。

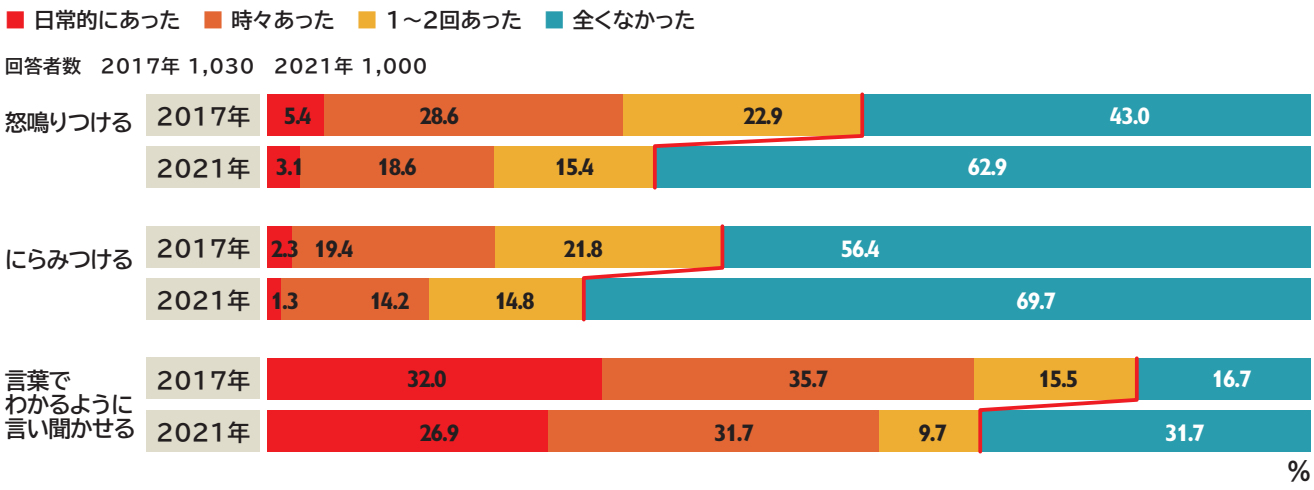
2017年調査と比べて、今回調査したすべての子どものこころを傷つける罰に相当する行為について、それぞれ1回以上用いた回答者の割合は減少した。特に、2017年調査で容認度*も実態も高かった「怒鳴りつける」は19.9ポイント減となった（グラフ21）。一方で、体罰等ではなくしつけの方法の一つである「言葉でわかるように言い聞かせる」についても、1回以上用いたとする回答者が、前回の83.2%から、今回の68.8%へと14.9ポイント減少した。

*この容認度とは、子どもに対して怒鳴りつけることを「積極的に」「必要に応じて」「他に手段がないときのみ」すべきであると答えた回答者の割合を指す。

グラフ20 **あなたは過去３ヶ月にしつけのために次のことを子どもにしたことがありますか。**（それぞれ単一回答）

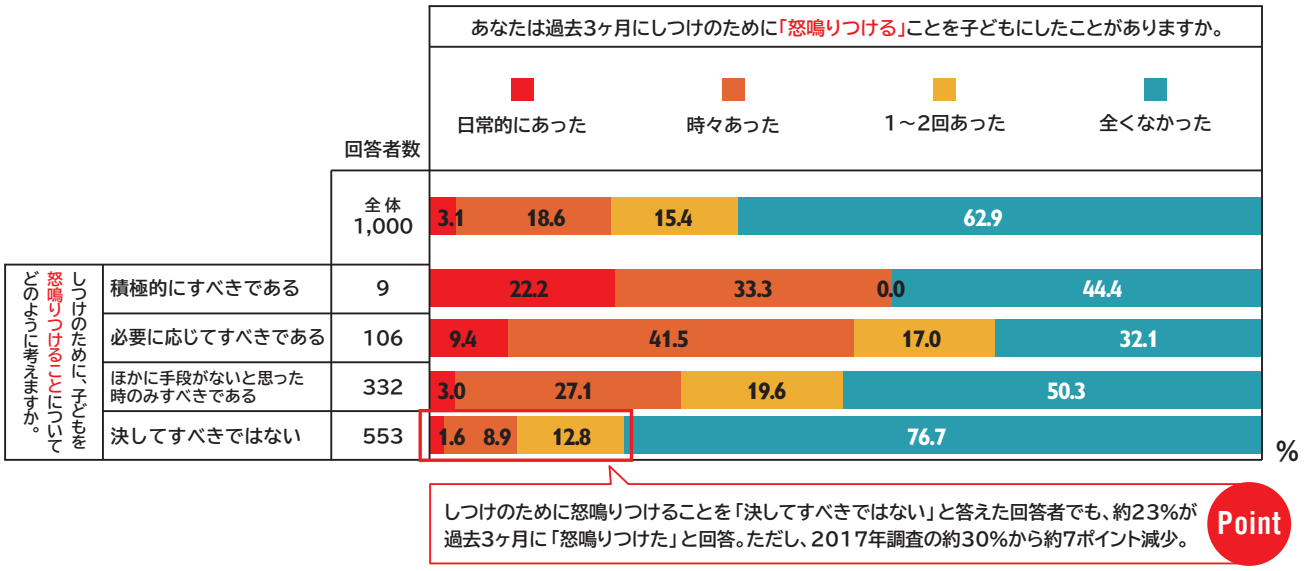


グラフ21 【2017年との比較】あなたは過去３ヶ月にしつけのために次のことを子どもにしたことがありますか。（それぞれ単一回答）




さらに、実態調査の対象者1,000人のうち、Ⅱ. 1-3（グラフ10）で質問した「怒鳴りつける」の容認度と、過去3ヶ月以内に用いた「怒鳴りつける」実態との関係性を分析した（グラフ22）。その結果、怒鳴りつけることを「決してすべきではない」という回答者の中にも、「怒鳴りつける」ことが1回以上あった回答者が2割以上存在した。

グラフ22 「怒鳴りつける」容認度とその実態との関係性



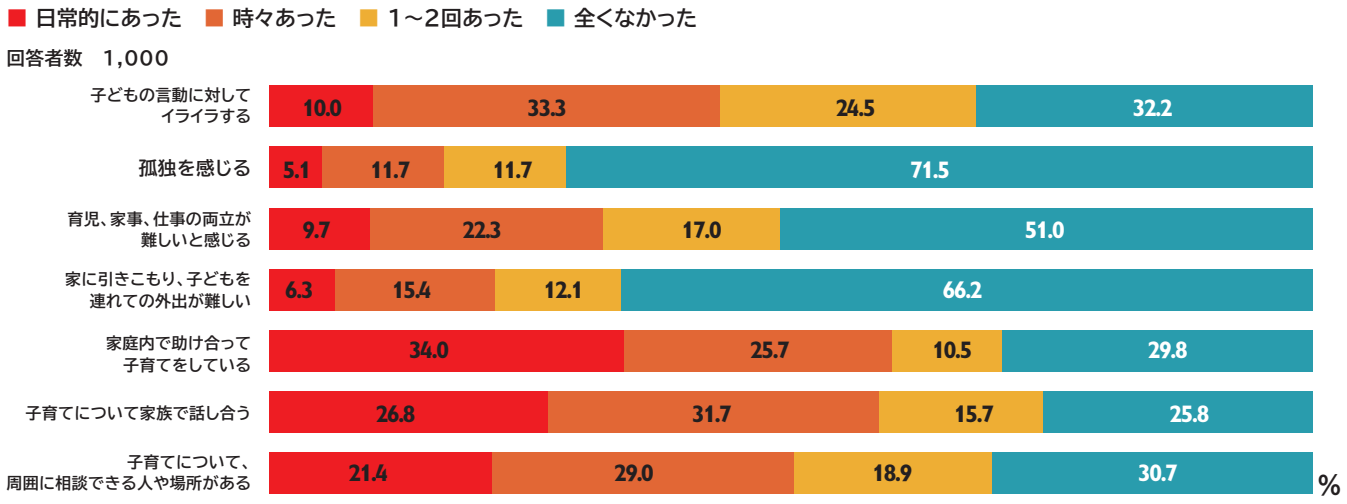
# 2-4 子育てに関する状況と自身の子どもに対する体罰等の実態との関係性

日常の子育てに家族や周囲のサポートが一定程度存在する一方で、「子どもの言動に対してイライラする」割合も2017年調査と比較して依然として高かった。また、日常の子育てに困難があると回答した人が、過去に子どもをたたいたことがある割合が高かった。

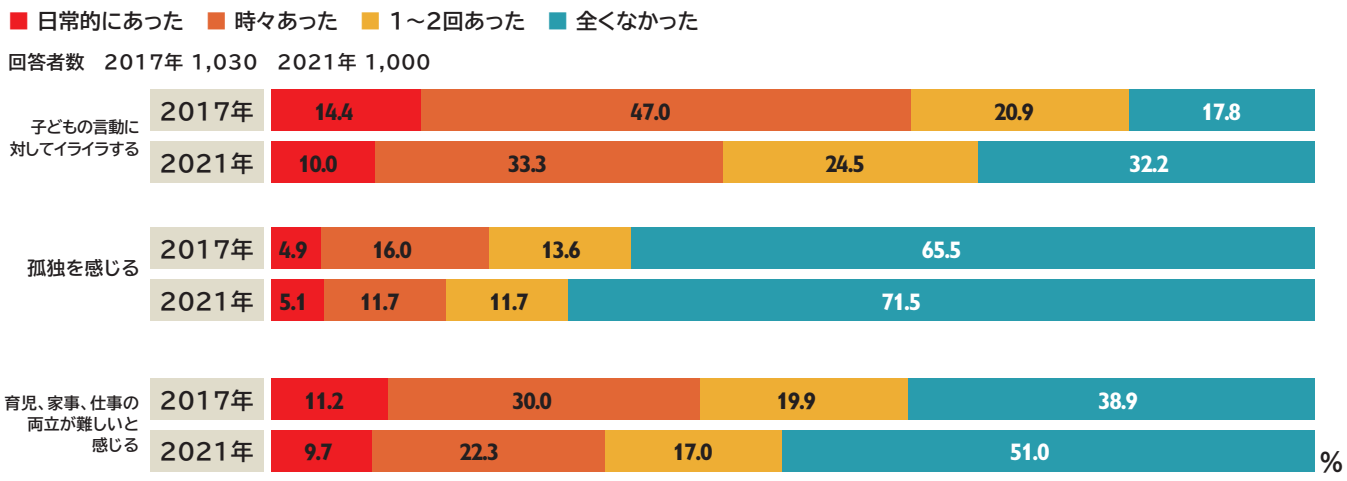
子育てに関する状況について質問したところ、「家庭内で助け合って子育てをしている」について「日常的に」「時々」あるという回答者が59.7%、「子育てについて家族で話し合う」では58.5%、「周囲に相談できる人や場所がある」では50.4%と、いずれも過半数を超えた（グラフ23）。一方で、「子どもの言動に対してイライラする」（以下、「イライラする」）について「日常的に」「時々」あるという回答者が43.3%であった。

2017年調査と比べると、「イライラする」が「日常的」「時々」あるという回答者は18.1ポイント減少、「育児、家事、仕事の両立が難しいと感じる」（以下、「両立が難しい」）が「日常的」「時々」あるという回答者は9.2ポイント減少していた（グラフ24）。一方で、「孤独を感じる」が「日常的」「時々」あるという回答者は4.1ポイントの減少にとどまった。

グラフ23 **あなたの日常において、次のようなことはありますか。**（それぞれ単一回答）



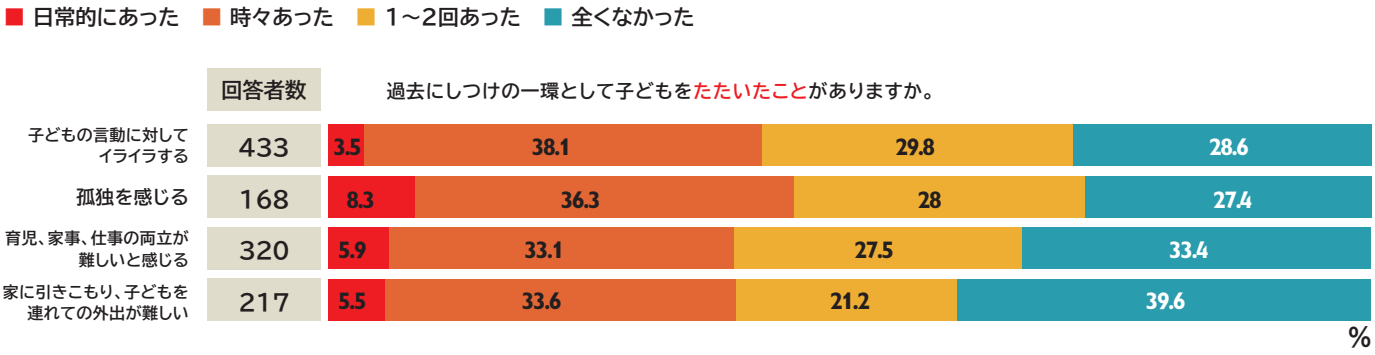

グラフ24 **【2017年との比較】あなたの日常において、次のようなことはありますか。**（それぞれ単一回答）



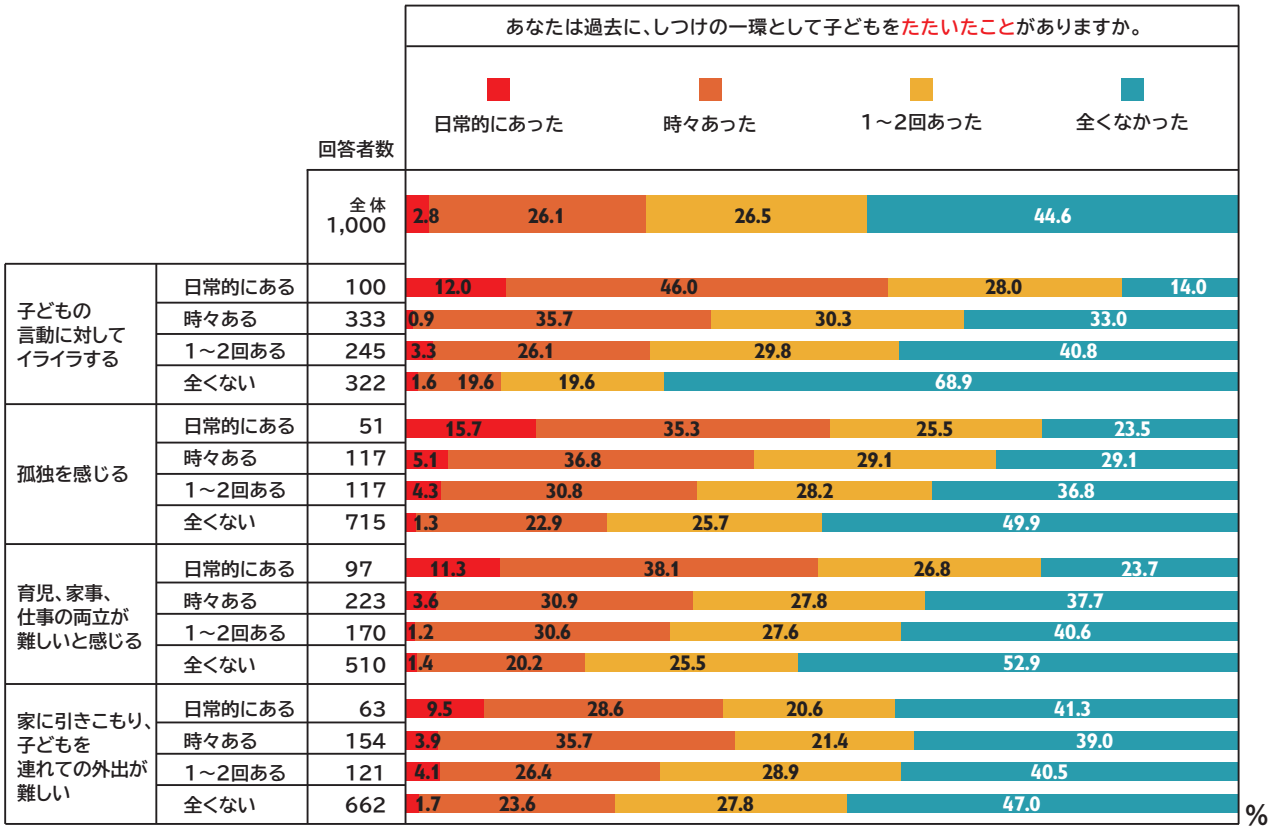
次に、子育てに関する状況と体罰の実態との関係性を確認するために、「イライラする」「孤独を感じる」「両立が難しい」「家に引きこもり、子どもを連れての外出が難しい」（以下、「外出が難しい」）の4項目それぞれにおいて、「日常的に」「時々」あるとした回答者の、過去に子どもをたたいた経験を分析した（グラフ25）。その結果、「イライラ」「孤独を感じる」「両立が難しい」の3項目において、過去に子どもをたたいたことが1回以上あったと回答した人は約7割、過去3ヶ月以内に「怒鳴りつける」ことが1回以上あったと回答した人は約6割にのぼった。また、「外出が難しい」という回答者のうち、子どもをたたいたことが一回以上あったと回答した人は約6割、過去3ヶ月以内に「怒鳴りつける」が1回以上あった回答した人は約5割にのぼった。

さらに、「イライラする」「孤独を感じる」「両立が難しい」「外出が難しい」という子育ての日常における困難の頻度が高い回答者ほど、子どもをたたくことの頻度が増す傾向にあることも明らかになった（グラフ26）。

## グラフ25　子育ての困難が「日常的／時々ある」状況と過去に子どもをたたいた実態との関係性




## グラフ26　子育ての困難が「日常的／時々ある」状況と過去に子どもをたたいた実態との関係性



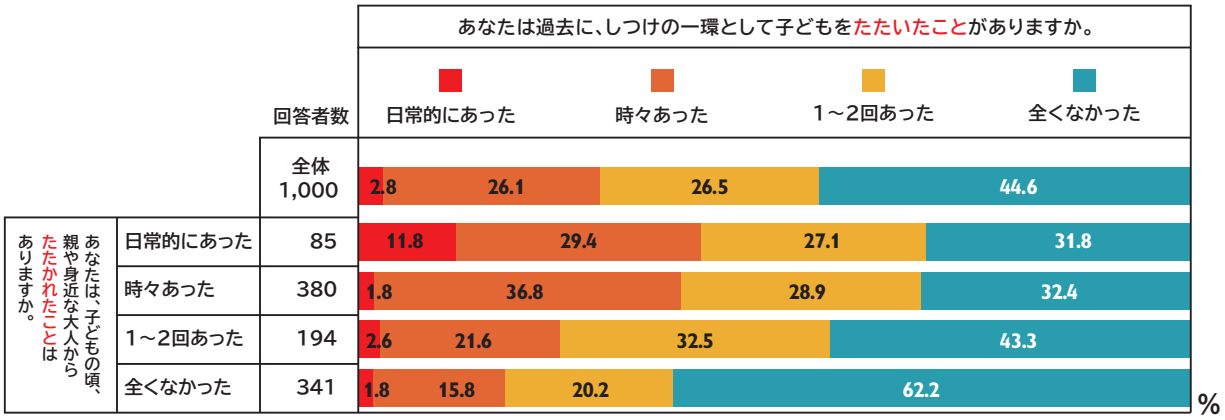
# 2-5 体罰等を受けた経験と自身の子どもに対する体罰等の実態との関係性

子どもの頃にたたかれた経験がある回答者の方が、しつけの一環として自身の子どもをたたいたことが「日常的に」「時々」あったと回答した割合が高かった。一方で、子どもの頃にたたかれた経験がまったくなかったという回答者の中でも約4割は過去に自身の子どもを1回以上たたいた経験があった。

子どもの頃にたたかれたことが「日常的に」「時々」あった回答者は、2017年調査でも今回調査でも、約7割以上の人が過去にしつけの一環として自身の子どもを1回以上たたいた経験があると回答しており、その割合は子どものころにたたかれたことが「1～2回あった」「まったくなかった」の回答者よりも高かった（グラフ27）。2017年調査と比較すると、「子どもの頃にたたかれた経験がない人であっても過去に自身の子どもをたたいたことがある」回答者は58.0%から37.8%へと20.2ポイント減った。しかし、依然として4割弱存在した。

また、子どもの頃に怒鳴りつけられることが「日常的に」「時々」あった回答者は、過去3ヶ月以内に自身の子どもを怒鳴りつける割合が比較的高い結果になった。一方、子どもの頃に怒鳴られた経験がない人であっても過去に自身の子どもを怒鳴ったことがある回答者も、一定数存在することが明らかになった。

グラフ27 回答者がたたかれた経験と過去に子どもをたたいた実態との関係性

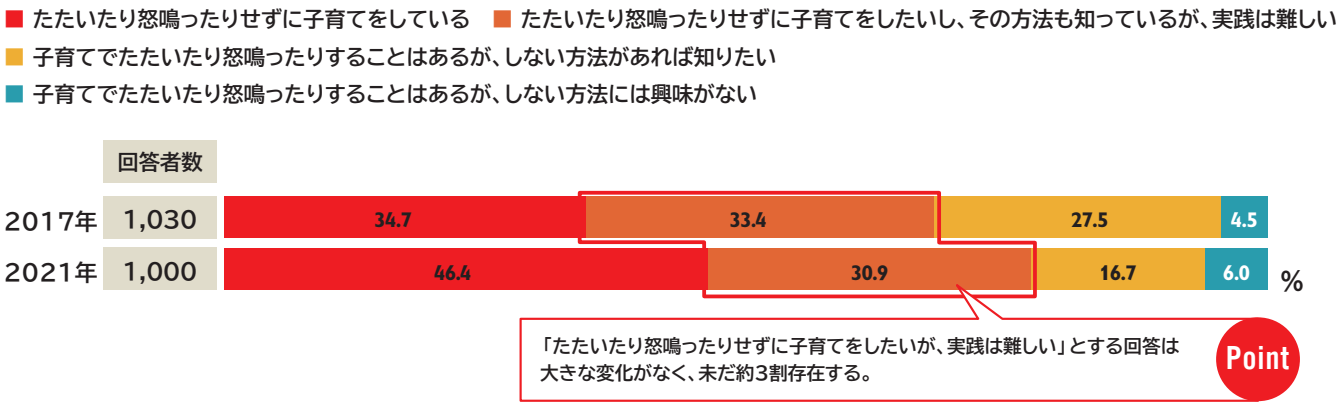


# 2-6 たたかない、怒鳴らない子育てについての意識

たたかない、怒鳴らない子育てを実践したいが難しいという回答者が約3割存在した。

たたかない、怒鳴らない子育てについての意識を質問した（グラフ28）。その結果、「たたいたり怒鳴ったりせずに子育てをしている」という回答者が46.4%で、2017年調査と比較して約11ポイント上昇した。また、「子育てでたたいたり怒鳴ったりすることはあるが、しない方法があれば知りたい」という回答者は16.7%で、2017年調査と比較して約10ポイント減少した。一方で、「たたいたり怒鳴ったりせずに子育てをしたいが、実践は難しい」と回答した割合は、2017年調査も今回調査も約3割存在し、変化が見られなかった。さらに、「子育てでたたいたり怒鳴ったりすることはあるが、しない方法には興味がない」という回答者は6.0%で、こちらも2017年調査から変化が見られなかった。

グラフ28 **【2017年との比較】あなたは、たたいたり怒鳴ったりせずに子育てをしていますか。**（単一回答）



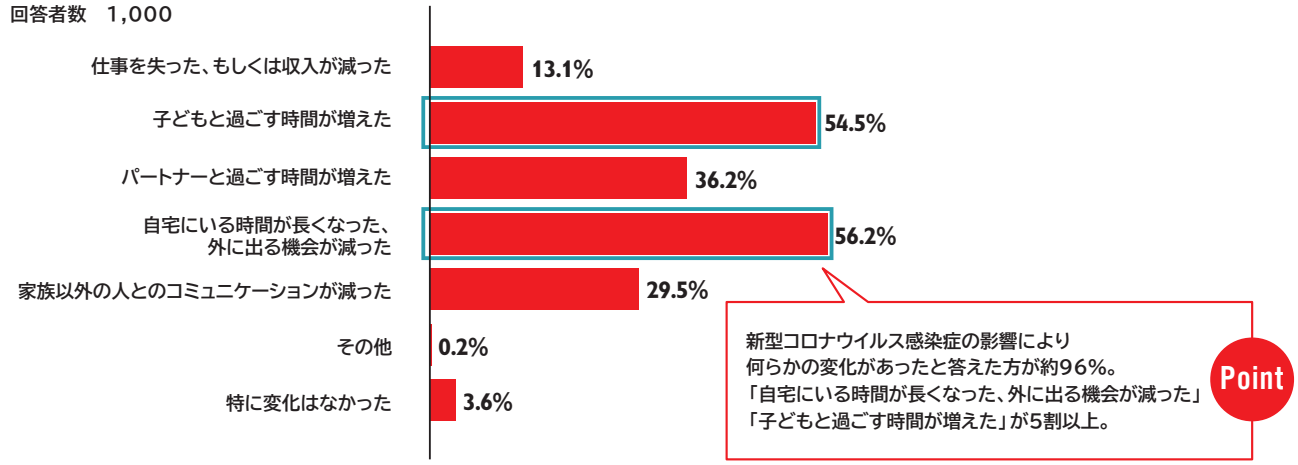
# 2-7 新型コロナウイルス感染症による生活への影響と子育ての日常の変化

新型コロナウイルス感染症によりほとんどの回答者の生活になんらかの影響が出ており、子育てにおける困難さに変化を生じさせていた。

新型コロナウイルス感染症による生活への影響について質問したところ、「特に変化はなかった」という回答は3.6%にとどまり、9割以上が何らかの影響を受けていることが明らかになった（グラフ29）。具体的には、「自宅にいる時間が長くなった、外にでる機会が減った」が56.2%、「子どもと過ごす時間が増えた」が54.5%、「パートナーと過ごす時間が増えた」が36.2%と高かった。「仕事を失った、収入が減った」という回答も13.1%あった。

グラフ29 **新型コロナウイルス感染症（COVID-19）によって、生活に次のような影響がありましたか。**

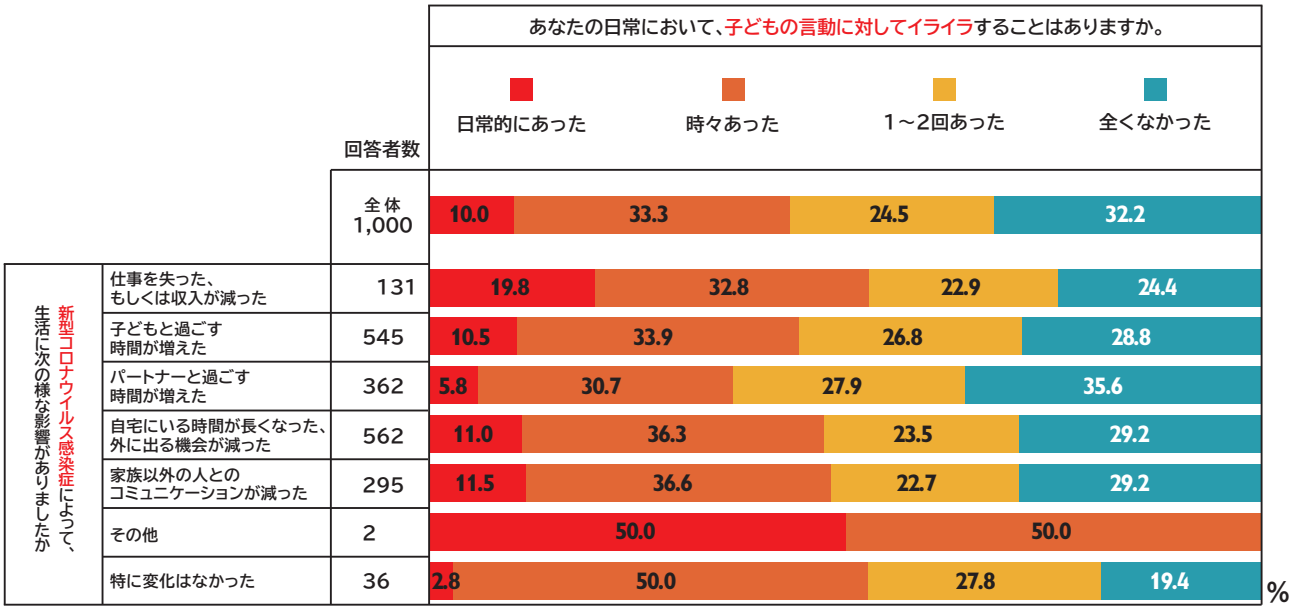
（複数回答）

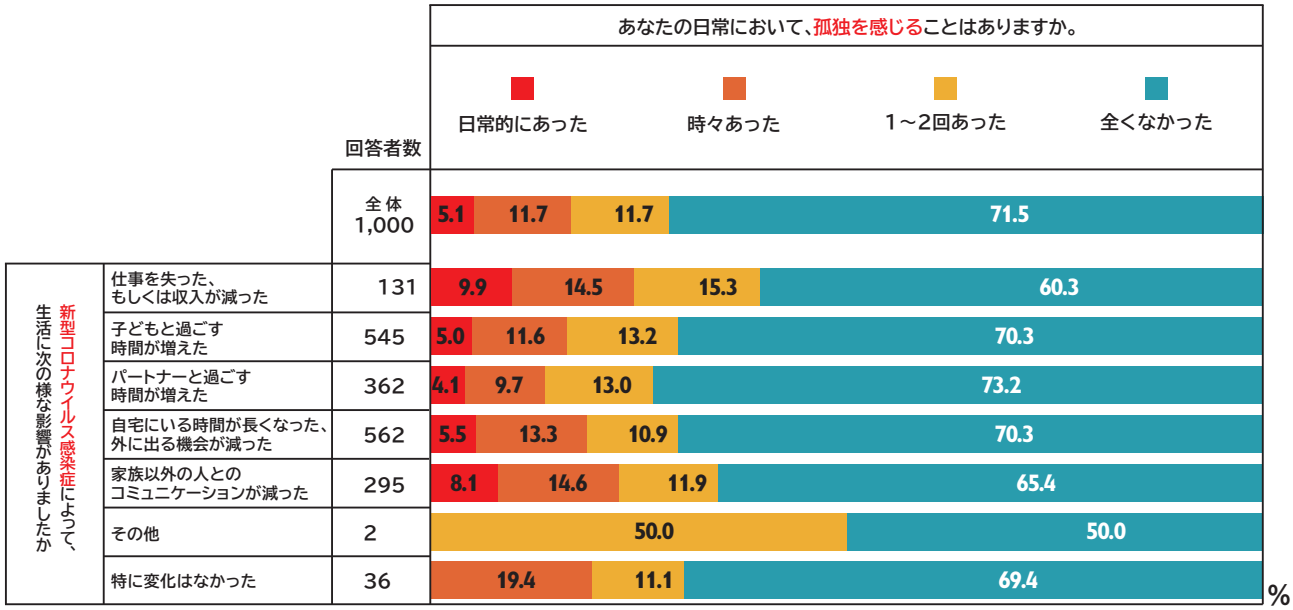


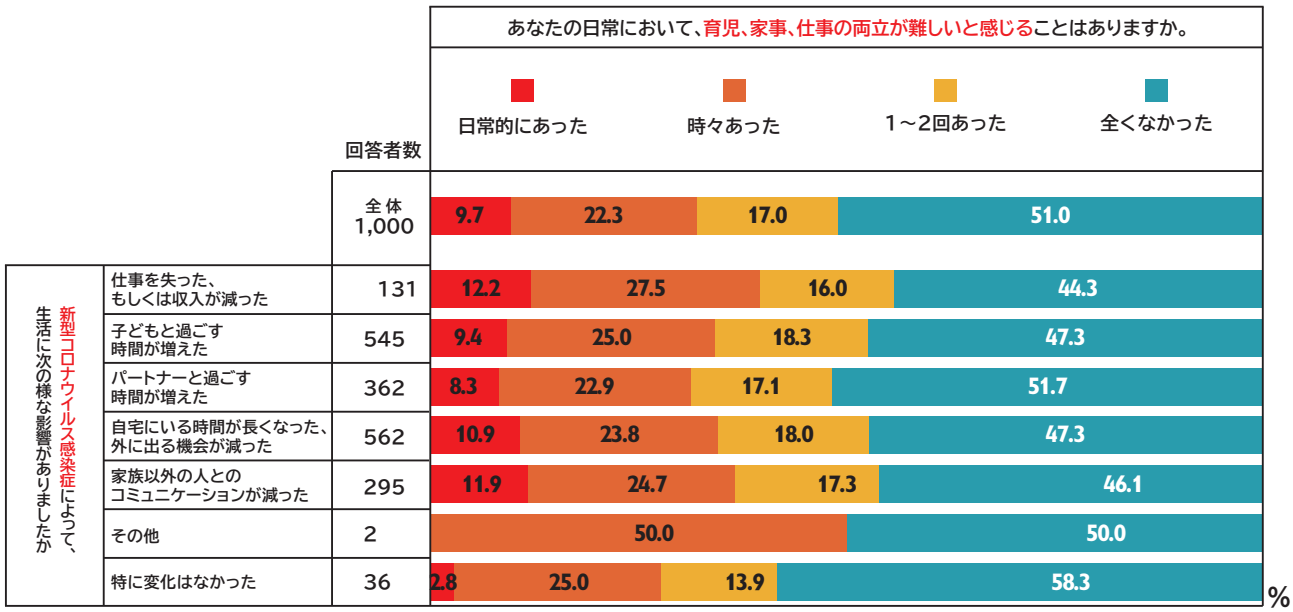

新型コロナウイルス感染症による生活への影響（グラフ30）のうち、「仕事を失った、収入が減った」という回答者は、Ⅱ. 2-4（グラフ23）の子育ての日常においても、「子どもの言動にイライラする」「孤独を感じる」が「日常的にある」と答えた割合が、全体と比較して高かった。

回答者全体でみると、「イライラする」ことが「まったくない」は 32.2%、「家事・育児・仕事の両立が難しい」が「まったくない」は 51.0%であったが、「子どもと過ごす時間が増えた」という回答者は、「イライラする」「両立が難しい」が「まったくない」と答えた割合がそれぞれ 28.8%、47.3%と全体と比較して低く、また、「自宅にいる時間が長くなった、外に出る機会が減った」という回答者もそれぞれ 29.2%、47.3%と全体と比較して低かった。

## グラフ30　新型コロナウイルス感染症による日常への影響と子育ての困難との関係性



## 3. 子どもの権利と体罰容認度 ～大人の意識と子どもの声～

# 3-1 子どもの権利の認知度

大人への調査では、子どもの権利について「内容まで良く知っている」「内容について少し知っている」は約3割にとどまっていた。子どもアンケートでも、子どもの権利について「内容まで良く知っている」「内容について少し知っている」は約4割であった。社会における子どもの権利の認知度が低いことが明らかになった。

今回調査では、新たに大人2万人および子ども344人に対して「子どもの権利について知っているか」と質問した（グラフ31、グラフ32）。

大人2万人に対する調査結果では、「内容まで良く知っている」あるいは「内容について少し知っている」という回答者は28.6%にとどまった。年代別でみると、20代～40代の回答者が「聞いたことがない」と答えた割合が約37%～39%となり、全体の31.8%と比較して高かった。一方、「内容まで良く知っている」と答えた回答者の割合は、20代と60代以上でともに7.0%と全体の6.1%より高く、20代に認知度の二極化が見られた。性別でみると、「内容まで良く知っている」「内容について少し知っている」という回答者の割合は男性が30%、女性が27.2%と男性の方が高かった。しかし、「聞いたことがない」という回答者には男女間の有意な違いは見られなかった。

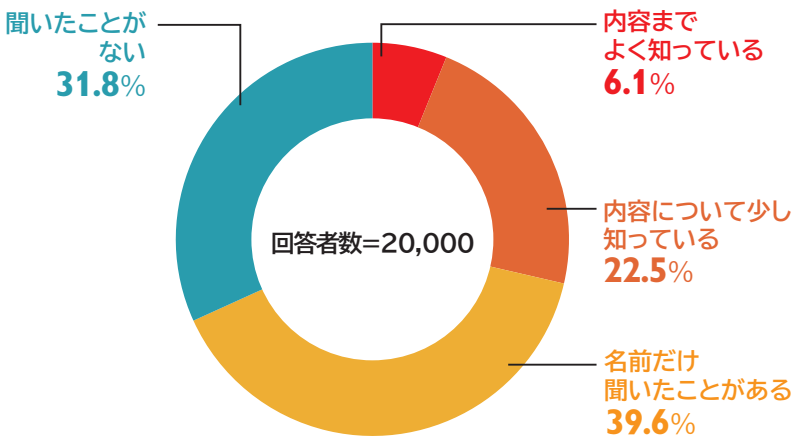
子どもの権利の認知度と体罰容認度との関連を見たところ、子どもの権利を「内容まで良く知っている」という回答者が体罰を「決してすべきではない」と回答する割合が64.8%と全体の58.8%に比較して高かった*。一方、子どもの権利を「聞いたことがない」という回答者も、体罰を「決してすべきではない」と回答する割合が61.6%と高かった。「内容について少し知っている」「名前だけ聞いたことがある」との回答者は、体罰を容認**する割合が高かった。

続いて、子ども344人へのアンケート結果では、「内容まで良く知っている」あるいは「内容について少し知っている」という子どもが39.6%存在する一方、「聞いたことがない」子どもは35.2%存在した。子どもアンケートは、年齢に若干の偏りがあるため一概に比較ができるわけではないが、「内容までよく知っている」「内容について少し知っている」「名前だけ聞いたことがある」と回答した割合は、6歳～9歳で31.4%、10歳～13歳で67.6%、14歳～17歳で85.8%と、年齢が高くなるにつれて子どもの権利を何らかの形で知っている割合も高くなった。

*子どもの権利を「内容まで良く知っている」という回答者は二極化し、「体罰を積極的にすべきである」と回答する割合も全体に比して高かったが、この回答者のみを抽出したところ、全体母数2万人の0.03%にあたる61名であった。この61名中、「1年前からの体罰容認度の変化」に関する質問において「以前も今も容認していない」あるいは「以前は容認していたが今は容認していない」と答えた回答者が39名おり、「体罰を積極的にすべきである」という回答と矛盾していた。
**体罰を容認とは、子どもに対するしつけのための体罰を「積極的に」「必要に応じて」「他に手段がないときのみ」すべきであると答えたことを指す。

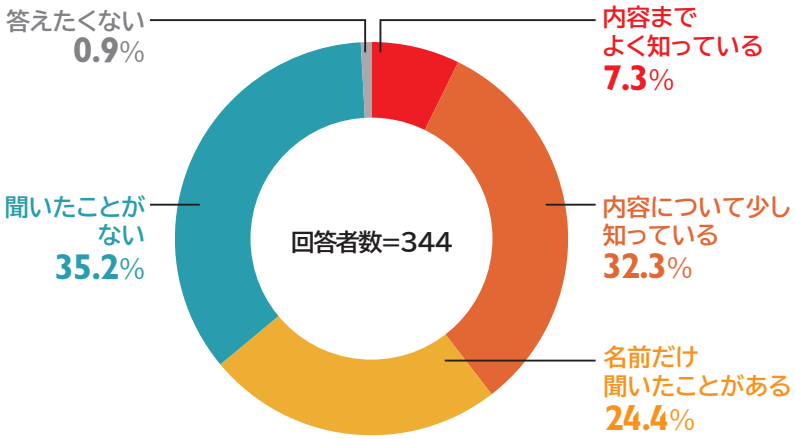
グラフ31

**【大人】あなたは、「子どもの権利」を知っていますか。**
（単一回答）



グラフ32

**【子ども】あなたは、「子どもの権利」を知っていますか。**
（単一回答）



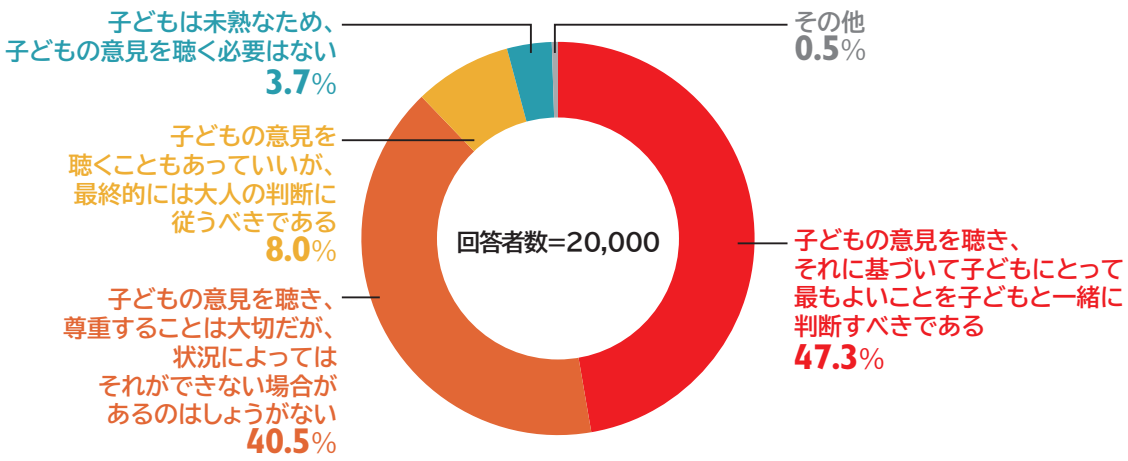

# 3-2 子どもの意見を聴くことについての意識

大人への調査では、「子どもの意見を聴き子どもと一緒に判断すべき」との回答者が半数近く存在する一方で、「最終的には大人の判断に従うべき」「聴く必要がない」という回答も約1割存在した。子どもアンケートでは、自分の意見を身近な大人に「聴いてもらっていると思わない」「まったく聴いてもらっていると思わない」「どちらともいえない」と答えた子どもが2割弱（19.5%）存在した。

今回調査では、大人2万人および子ども344人に対して「子どもの意見を聴くこと」についても質問した（グラフ33、グラフ35）。

大人2万人に対する調査結果では、「子どもの意見を聴き、それに基づいて子どもにとって最も良いことを子どもと一緒に判断すべき（以下、「意見を聴き一緒に判断する」）」との回答が半数近くの47.3%、「子どもの意見を聴き、尊重することは大切だが、状況によってはそれができない場合があるのはしょうがない（以下、「大切だが状況によってはできない」）」との回答も40.5%となった。一方で、「子どもの意見を聴くこともあっていいが、最終的には大人の判断に従うべき（以下、「大人の判断に従うべき」）」、「子どもは未熟なため、子どもの意見を聴く必要がない（以下、「聴く必要はない」）」との回答は合わせて11.7%となった。

グラフ33 **【大人】あなたは、子どもの意見を聴くことについてどのように考えますか。**（単一回答）



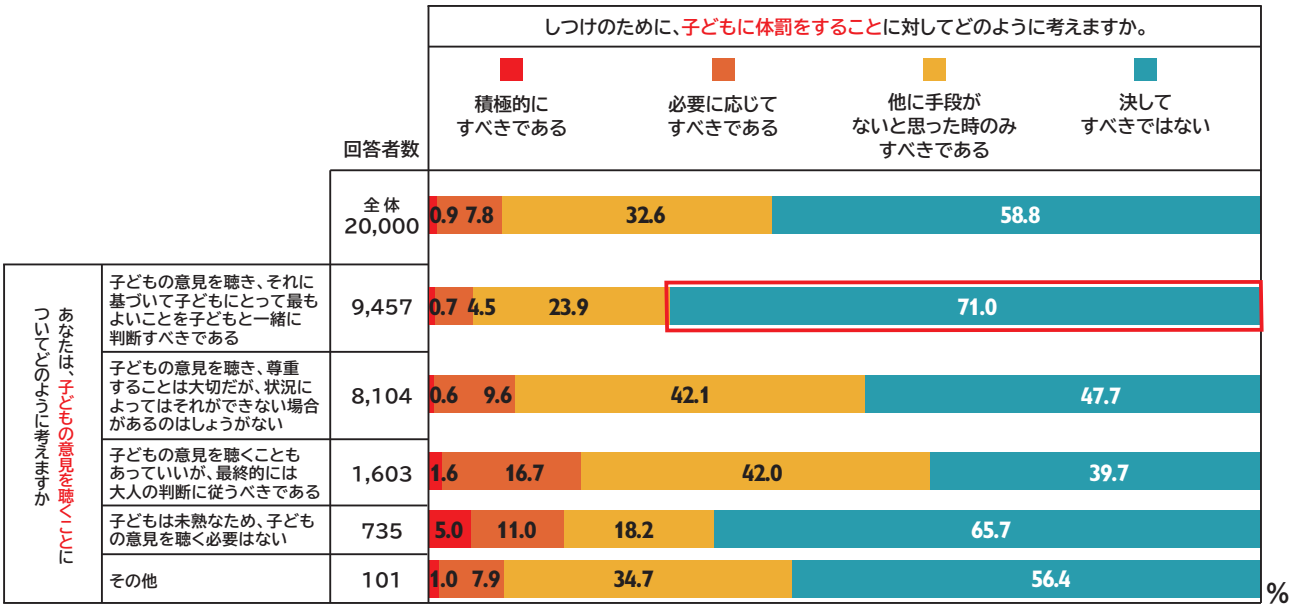
性別でみると、女性は「意見を聴き一緒に判断する」と答えた割合が50.1%と男性の44.4%と比較して高く、男性は「大人の判断に従うべき」「聴く必要はない」と答えた割合がそれぞれ10.2%、4.9%と、女性のそれぞれ5.8%と2.4%と比較して高かった。性年代別でより詳細に見ると、20代～40代男性が「大人の判断に従うべき」「聴く必要はない」と回答した割合がそれぞれ約11～12%、約5～10%と、全体のそれぞれ8.0%、3.7%と比較して高かった。また、50代男性は「大人の判断に従うべき」と回答した割合が11.3%と、全体の8.0%と比較して高かった。

子どもの意見を聴くことの意識と体罰容認度の関連性（グラフ34）をみたところ、「意見を聴き一緒に判断する」という回答者は、体罰を「決してすべきではない」と答えた割合が71.0%と高かった。一方、「大切だが状況によってできない」「大人の判断に従うべき」との回答者は、体罰を容認*する割合が高かった。

また、「聴く必要はない」と回答した人のうち、体罰を「積極的にすべきである」と回答した割合は5%と突出して高い**一方で、「決してすべきではない」と答えた割合も65.7%と高く、二極化が見られた。

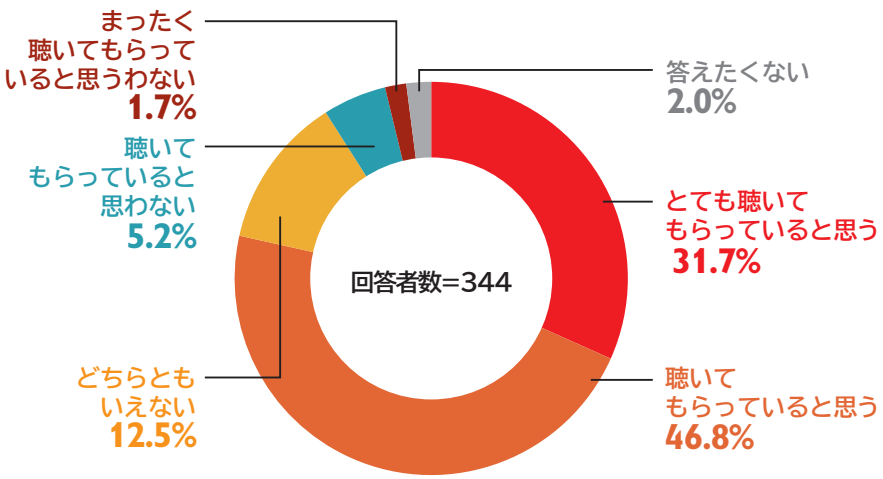
*体罰を容認とは、子どもに対するしつけのための体罰を「積極的に」「必要に応じて」「他に手段がないときのみ」すべきであると答えたことを指す。
**「子どもの意見を聴く必要はない」という回答者が「体罰を積極的にすべきである」と回答する割合が全体に比して高かったが、この回答者のみを抽出したところ、全体母数2万人の約0.02%にあたる37人であった。この37人中、「1年前からの体罰容認度の変化」に関する質問において「以前も今も容認していない」あるいは「以前は容認していたが今は容認していない」と答えた回答者が10人おり、「体罰を積極的にすべきである」という回答と矛盾していた。

グラフ34 **【大人】子どもの意見を聴くことに対する意識と体罰容認度との関係性**（単一回答）




一方、子ども344人に対して「あなたは、自分の意見をお父さん、お母さん、あるいは先生などの身近な大人に聴いてもらっていると思うか」と質問したところ（グラフ35）、「とても聴いてもらっていると思う」「聴いてもらっていると思う」であわせて約8割いたが、「聴いてもらっていると思わない」「まったく聴いてもらっていると思わない」も1割弱存在した。なお、年齢や性別で意見を聴いてもらっていると思う/思わないという回答者数に顕著な差は確認できなかった。

グラフ35 **【子ども】あなたは、自分の意見を、お父さん、お母さん、先生など身近な大人に聴いてもらっていると思いますか。**（単一回答）




# 3-3 体罰等に関する子どもの声～子どもアンケートから～

体罰等に相当するいずれの行為も容認する子どもが一定数おり、特に、「お尻をたたく」は4人に1人が、「怒鳴りつける」は約半数が容認していた。また、これまでになんらかの体罰等を受けた経験があるという子どもが約4割にものぼった。

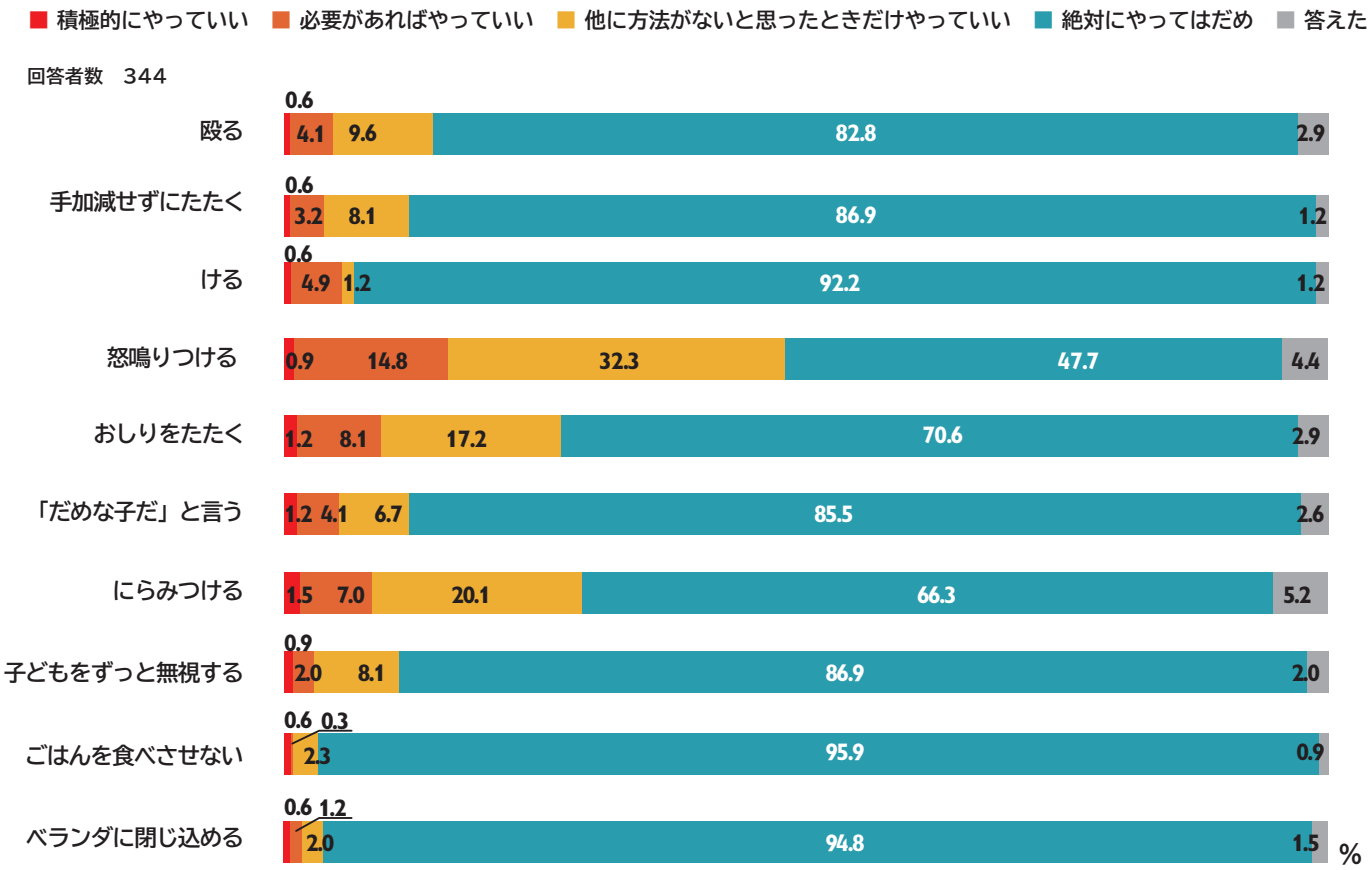
今回の子どもアンケートでは、体罰等に関する意識や実態についても質問した。しつけのために大人が子どもに対して体罰等をすることについて、具体的な行為別に意識を質問したところ（グラフ36）、「殴る」は14.3%、「おしりをたたく」は26.5%の子どもが容認*していた。また、子どものこころを傷つける罰については、「怒鳴りつける」は48.0%、「にらみつける」は28.5%の子どもが容認していた。

今回の子どもアンケートと大人への調査は調査手法も回答者数も異なるため単純に比較はできないものの、「お尻をたたく」を容認する子どもの回答者（26.5%）は大人の回答者（51.3%）の約半分であった。子どものこころを傷つける罰に相当する行為に関しては、子どもも大人も容認する回答者の割合に大きな差がみられなかった**。

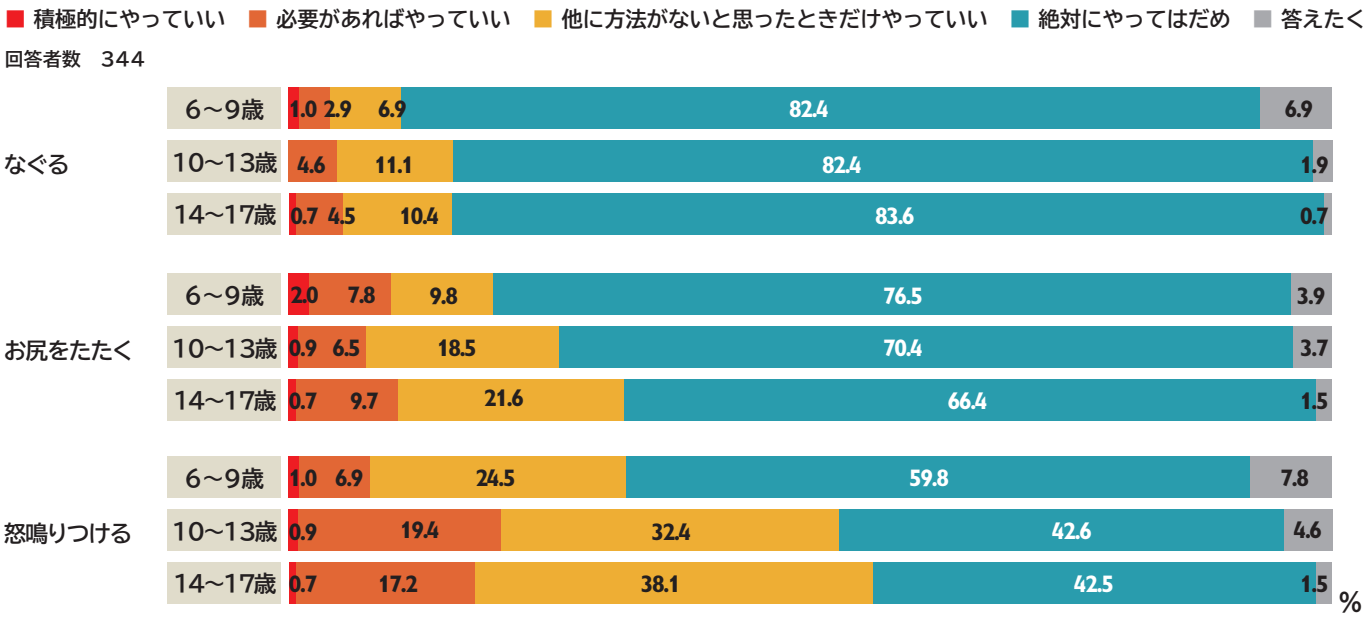
体罰等の意識と年齢との関係性を分析したところ（グラフ37）、「殴る」「お尻をたたく」「怒鳴りつける」を容認する子どもの割合は、年齢が上がるにつれて高くなった。特に、14歳～17歳の回答者のうち約3割が「お尻をたたく」を、過半数が「怒鳴りつける」を容認していた。

*体罰を容認とは、子どもに対するしつけのための体罰を「積極的に」「必要に応じて」「他に手段がないときのみ」すべきであると答えたことを指す。
**「ベランダに閉じ込める」を容認する子どもが3.8%、「屋外やベランダに出す」を容認する大人が14.1%であったが、行為の内容が若干違うため今回は比較対象外とした。

## グラフ36　しつけのために、おうちの大人の人が、子どもに次のようなことをすることについて、どのように考えますか。（単一回答）




## グラフ37　年齢と体罰等への容認度との関係性



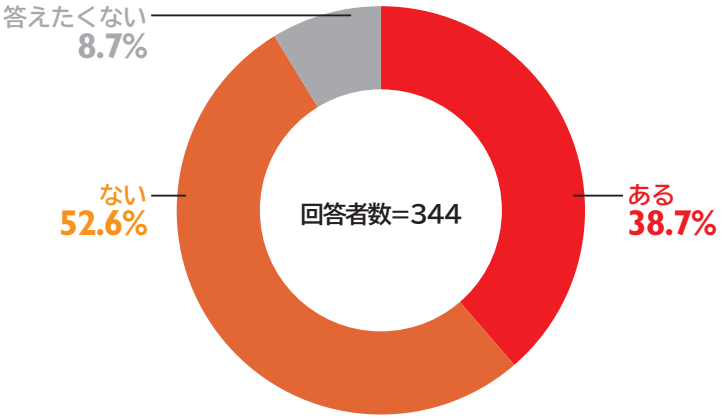
体罰等を受けた実態については、なんらかの体罰等を受けたことが「ある」という子どもが38.7%にのぼった（グラフ38）。また、約1割が「答えたくない」と回答していることも留意が必要である。

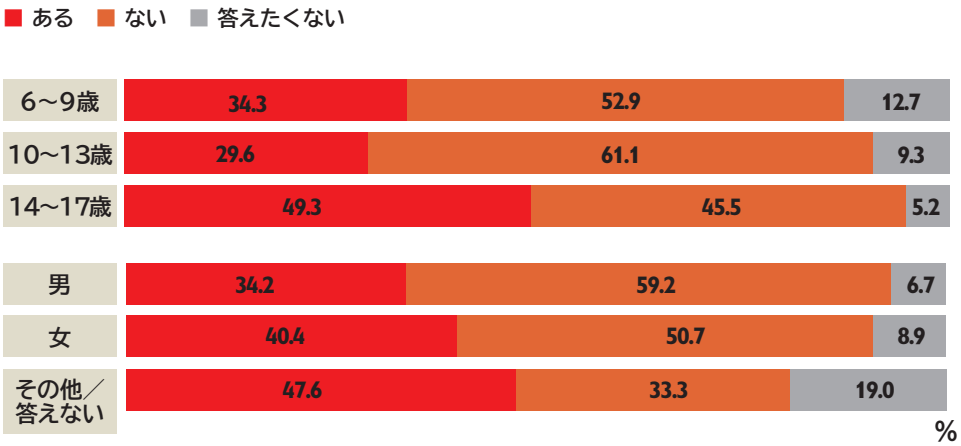
年齢別にみると、なんらかの体罰等を受けたことが「ない」という子どもは、10歳～13歳が61.1%と最も高かった。また、性別でみると、体罰等を受けたことが「ある」という男子は34.2%、女子は40.4%となったが、性別を「答えない」「その他」と選択した回答者では47.6%と、性別を選択した子どもと比較して体罰等を受けた経験がある回答者の割合が高かった。

さらに、体罰等を受けた経験と、身近な大人に自分の意見を聴いてもらっていると思うかについての関係性を分析したところ（グラフ39）、体罰等を受けたことがない回答者は、身近な大人に自分の意見を「とても聴いてもらっている」「聴いてもらっている」と思うと回答する割合が約9割（89%）にのぼり、自分の意見を「全く聴いてもらっていると思わない」という回答はまったくなかった。

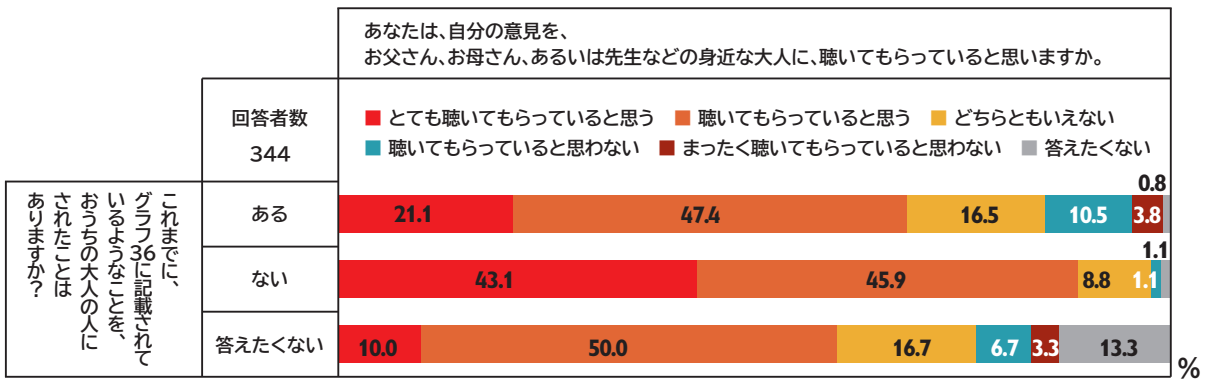
グラフ38

**あなたはこれまでに、前問（グラフ 36）に出てきたようなことを、おうちの大人の人にされたことはありますか。**
（単一回答）




グラフ39　**体罰等を受けた経験と意見を聴いてもらっていると思うかという考えの関係性**



# III. 調査結果を受けて

## 【大人への調査結果を受けて】体罰等の禁止を具体的に知り、より良い子どもへの関わり方への変革を

高祖常子氏（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事）

今回の調査で体罰の容認度が、6割から4割に減少したことは、とても心強い結果だ。この変化にはまさに、2018年の5歳の結愛ちゃん、2019年の10歳の心愛ちゃんの尊い命が虐待によって奪われたこと、それによって体罰の法的禁止が2020年4月からスタートしたことも大きく影響しているものと思われる。ただし「お尻をたたく」「手の甲をたたく」ことに対する容認度がまだ高いことは、重視すべきだろう。

「子どもの頃にたたかれたことがまったくなかった回答者の約4割が、過去に自身の子どもを1回以上たたいた経験がある（グラフ27）」というデータからも読み取れるように、いっぱいいっぱいになれば自分がたたかれた経験がなくても、つい手を上げてしまうことは誰にでも起こりうると読み取れる。

「性別と体罰の容認度（グラフ2）」を見ると、容認度の差は男性が1割ほど多くなっている。これは、男性自身が厳しく育てられたなどの背景も伺えるのではと思う。逆に「たたいた経験がある」と回答した割合は女性が高くなっている。これは女性が子どもと過ごす時間が長いということでもあるだろう。男性への体罰等によらない子育ての啓発はもちろん、夫婦共に子育てする意識の啓発が欠かせない。これには企業の男性の育休取得の推進や長時間労働の見直し、社会の意識醸成もさらに必要と思われる。

「提言2」に「具体的にどのような行為が体罰等に該当するのかということを丁寧に伝えていくべき」と示されているが、まさにここが重要である。専門職や支援者、そして親はもちろん、すべての大人が、体罰等（暴言なども含む）による子どもへの悪影響を知ること。そして、親はもちろん、保育士や教師など子どもに関わる人、そしてすべての大人が「体罰等によらない子育ての方法を知る」ことが、子育てしやすい社会になるためにもとても重要であり、子どもとの関わり方のベースとするべき部分である。

そのためにも、妊娠中から相談窓口につながり、産前講座などで体罰によらない子育てを学ぶ機会をすべての親に提供する仕組みを切望する。さらに「たたかない、怒鳴らない」だけではなく、一歩踏み込んで、子どもの権利を踏まえ、意見を聞き子どもを伸ばす関わり方を継続的に広げていくことが重要である。

## 【調査結果を受けて】子どもに対するあらゆる暴力をなくし子どもの権利を包括的に保障する施策を

森保道氏（日本弁護士連合会子どもの権利委員会／NPO法人子どもすこやかサポートネット）

法改正前の複数の調査では体罰の容認・使用度は6割程度で横ばいであったが（2010年朝日新聞*1、セーブ・ザ・チルドレンによる2017年調査など）、今回の調査結果ではともに減少しており、法改正により望ましい効果が生じている。

世界で最初に子どもに対する体罰等を全面禁止したスウェーデンのように、体罰等の法的禁止とともに大規模で継続的な啓発を行い、早期の教育的支援的介入を強化することによって、社会全体の体罰の容認・使用を大きく減少させ、虐待死や親子分離などの重篤化を防止することができることが各国比較調査などで指摘されている。
啓発の対象は社会全体、特に親などの養育者、子ども、子どもに関わる支援者・教育者などである。

啓発の内容としては、今回の調査では、1年前に体罰を容認していたが、現在は容認しないという意識の変化があった回答者のうち過半数が「体罰等が子どもに与える影響を知ったから」と回答したように、①体罰等の弊害（子どものさまざまな権利の侵害、脳へのダメージなど科学的知見）が重要だが、②肯定的な子育て・教育方法、③体罰禁止等の内容（法律・趣旨・定義「軽いものも許されない・具体例・暴言なども許されない」）、④子どもの権利・子どもの権利条約の内容、⑤対処相談方法・相談窓口なども不可欠である。

国連子どもの権利委員会は、子どもたちが自分の権利を知らなければならず、親などの条約の理解なく子どもの権利の実現は望めないと強調しており（子どもの権利条約42条*2、一般的意見5号*3）、特に親などの養育者および子どもへの子どもの権利と子どもの権利条約の内容の啓発は重要であり、親向け子育て講座や学校教育・各種研修での積極的な啓発・教育が求められる。

教育的支援的介入では、保育サービス強化・経済的支援・働き方改革など包括的な養育環境の整備、

ペアレンティングプログラムなど肯定的養育スキル習得の強化、トラウマケアなど心理的援助などの強化が不可欠であり（18条2項*2、一般的意見7号*3など）、全体的に、ポピュレーション・アプローチとハイリスク・アプローチ*4双方の大幅な強化が求められる。

上記施策は、子どもの権利を基盤として、子どもの意見表明・参加を得ながら、あらゆる形態の暴力防止の取り組みとして包括的に実施される必要がある（一般的意見13号*3、SDGs16.2*5、子どもに対する暴力撤廃グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）*6）。子どもの権利は不可分で相互に依存・関連するため、暴力から守られる権利の保障のためには、意見表明権、最善の利益、生命・生存・発達の権利、遊ぶ権利など包括的な権利保障が必要である。子どもの権利基本法、個別法への条約の反映、子どもオンブズパーソンなどの独立した監視・救済機関、指標開発、統一的データの収集・分析、総合調整機関など、条約に基づき国連子どもの権利委員会から繰り返し勧告を受けている諸施策の早急な実施も求められる。

*1 朝日新聞 2010年8月21日「親による子への体罰は必要？」（回答者4,584人）
*2 子どもの権利条約全文（外務省HP）：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html
子どもの権利条約シート（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン作成）：
https://www.savechildren.or.jp/about_sc/pdf/crc_a4.pdf?fbclid=IwAR2OsgqnJ04ON4fU4fZiSRrwhoLbhSRnnDX-Wh1D59whxry1kwXhHrJZuus
*3 国連子どもの権利委員会一般的意見の日本語訳一覧（平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト）：
https://w.atwiki.jp/childrights/pages/32.html
*4 ポピュレーション・アプローチ：体罰・虐待のリスクが社会全体に広く分布していることから、社会全体（ポピュレーション）に対し、環境や社会全体の行動変容などを促すアプローチ。ハイリスク・アプローチ：社会の中から体罰・虐待をもちいやすい（ハイリスク）個人などの対象を絞り込み、リスクを軽減するためのアプローチ
*5 SDGs16.2：持続可能な開発目標（SDGs）目標16のターゲット2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を根絶する」
*6 子どもに対する暴力撤廃グローバル・パートナーシップ（Global Partnership to End Violence against Children/GPeVAC）：各国政府、国連機関、NGO、研究者、企業、ユースなどが協力し、SDGs16.2達成を目指す国際的なネットワーク。日本は2018年にGPeVACのパスファインディング国（参加国）となった。
参考
日本弁護士連合会「子どもに対する体罰及びその他の残虐な又は品位を傷つける形態の罰の根絶を求める意見書」
https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2015/150319_4.html

## 【子どもアンケートを受けて】子どもは権利の主体です。～今こそ大人の行動変容を～

田中恭子氏（国立研究開発法人国立成育医療研究センターこころの診療部診療部長）

まず、このアンケートに回答くださった子どもたちに心から感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。

なかには、このようなことを聞かれたくなったり、こたえようとしてなんとなく気持ちが落ち着かなったり、いやなことを思い出すきっかけになった子どももいるかもしれません。わたしたち大人は、この子どもたちの大事なメッセージを真剣に受け止め、子どもが権利の主体であり、子どもたちがその子らしく生き生きと暮らせる社会を子どもたちと一緒に造りあげていく姿勢がこれまで以上に求められます。

調査では、「殴る」などの強度の高い体罰に関し、10%～15%前後で、積極的にやっていい、必要があればやっていい、ほかに方法がないときはやっていい、と容認している子どもたちがいることがわかりました。また、「お尻をたたく」は、その割合が増加しています。「怒鳴りつける、にらみつける」などの行為の容認はさらに増加し、年齢が高くなるほど容認率が高くなる傾向がありました。

また、体罰等の体験について、「ある」、が30%～50%の割合で存在しました。「答えたくない」という割合が10%程度であることも心配な数値です。体罰を容認していないのに、実際には体罰を体験している子どもがいることがわかります。

そして、体罰等を受けた体験のある子どものほうが意見を聴かれていないと感じている様子も伺えました。体罰の存在は、子どもたちが自分たちの声を上げにくい状況を作ります。また、その体験の繰り返しは、子ども自身のもつあらゆる気持ちを抑圧せざるをない状況を作りかねません。そしてその“抑圧”という心理状況は、子どもの心身に大きな影響を及ぼします。

子どもたちがもっと自分たちの権利を知り、権利の主体であることを自信をもって認識するという“セルフアドボカシー”を行使でき、どんな時でもあらゆる状況でもその子らしく生きる権利が守られる社会を実現する必要があります。

その実現には、体罰等は絶対にあってはなりません。暴力によって子どもが知るのは“恐怖と不信”です。体罰等を容認する社会を繰り返さないために、人としてあるべき姿勢や考えを子どもと一緒に考え行動につなげていきたい、と本調査を通じて強く思います。

子どもたちからの大事なメッセージをこのままにしてはなりません。今こそ、子どもの権利を守るべくそれぞれの立場で何ができるのか、ともに考えてまいりましょう。

回答してくださった子どもたち、アンケートをのぞいてくれた子どもたち、すべての子どもたちに、“いつも教えてくれてありがとう”。

# Ⅳ. まとめと提言

## 1. まとめ

### ＜大人２万人調査から見える体罰等への意識＞

セーブ・ザ・チルドレンが2017年7月に初めて全国2万人という規模で体罰等に関する意識調査を実施してから3年あまりが経過した。今回の調査で、しつけのために子どもに体罰をすることを容認する回答者*は、2017年調査の約6割（56.7%）から約4割（41.3%）へと減少し、この傾向は歓迎すべきことである。しかし、未だに5人に2人が体罰を容認しており、性別では男性が、年代では子どもの年齢が比較的高い子育て世代の40代～50代が体罰を容認する割合が相対的に高いことが明らかになった。引き続き、すべての世代を対象に体罰等を減らすための取り組みが引き続き必要であることを示している。

また、「こぶしで殴る」や「お尻をたたく」などの身体的な体罰および「怒鳴りつける」などのこころを傷つける罰といった個別の行為に対する意識についても、2017年調査と比較して容認する回答者が減少していたが、「お尻をたたく」については未だ半数近くが、「怒鳴りつける」については4割以上が容認していた。また、総称としての「体罰」には反対でも、個別の行為（お尻をたたく、怒鳴りつける等）については容認する回答者が一定程度存在することもわかった。このことから、具体的にどのような行為が体罰なのかという認識が人によって異なっていることが、体罰容認の意識に影響を与えていると推察される。

本調査発表時の約1年前の2020年4月、親などによる体罰を禁止する改正法が施行されたことを受け、1年前と比較して体罰を容認しなくなった回答者（2,656人）にその理由を尋ねたところ、「虐待などのニュースを見聞きしたこと」、「体罰等が子どもに与える影響を知ったから」という理由が5割を超え最も多く、法による体罰禁止を理由にあげた回答者は2割弱であった。このことから体罰等に対する意識を変えるためには、より具体的な事例やエビデンスが有効であると考えられる。

*体罰を容認する回答者とは、子どもに対するしつけのための体罰を「積極的に」「必要に応じて」「他に手段がないときのみ」すべきであると答えた回答者を指す。

### ＜大人 1,000 人調査から見える体罰等の実態＞

子育て中の1,000人に対する実態調査では、過去3ヶ月に体罰やこころを傷つける罰を実際に行った回答者が存在し、体罰等が依然として用いられている実態も明らかになった。また、子どもの頃にたたかれたことがまったくなかった回答者の約4割が、過去に自身の子どもを1回以上たたいた経験があると回答した。実態についても意識同様、2017年調査と比較して減少が見られたが、本調査はサンプル数が1,000人と小規模であり、社会全体の実態の推移を確認できるほど大規模かつ長期的なものではないため、今後、長期的に体罰等の行使が減るのか注視する必要がある。

子育ての日常については、家庭や周囲のサポートが一定程度ある場合でも、子どもにイライラすることや仕事との両立の困難を感じている回答者は多く存在しており、子育ての日常に困難がある方が、過去に子どもをたたいたことがある頻度が高いことが示された。たたいた経験があると回答した割合は女性が高く、その一因として女性の方が子どもと過ごす時間が実際に長いためであると推察される。

また、体罰を用いずに子育てをしたいが難しいという回答者は、2017年調査から減少せず約3割存在していることもわかった。さらに、しつけの方法の一つである「言葉でわかるように言い聞かせる」を行った回答者の割合が、2017年調査と比較して減少した。こうしたことから、子育ての方法や子どもとどのように向き合っていいかわからない親や養育者が一定数存在し、啓発活動が十分に届いていない可能性がある。

なお、回答者の約96%が新型コロナウイルス感染症により生活に影響があったと答えており、経済的な打撃や子どもと過ごす時間の増加、外出の機会の減少などにより、子育ての日常における困難さが増えていることが明らかになった。新型コロナウイルス感染症が体罰等の実態にどのような影響を与えたかについてはより詳細な調査・分析が必要ではあるものの、感染拡大による社会的影響が体罰等につながりうる子育ての日常の困難さを強めてしまっていることが伺える。

## ＜子どもの権利と体罰容認度＞

今回の2万人を対象とした調査では、子どもの権利について「内容まで良く知っている」「内容について少し知っている」は約3割にとどまった。また、子ども344人を対象としたアンケート結果でも、「内容まで良く知っている」「内容について少し知っている」は約4割にとどまった。

大人への調査結果から、子どもの権利の認知度と体罰の意識については、子どもの権利を「良く知っている」、あるいは「聞いたことがない」という両極の回答者が、ともに「体罰を決してすべきではない」と回答する割合が高くなるなど、明確な関連性が見られなかった。むしろ、今回の調査で子どもの権利をよく知っていると答えた人であっても、その内容を正確に理解していない可能性が考えられる。ただし、本調査では、回答者が実際にどこまで子どもの権利の内容を知っているのか、また知っていてもその意図するところが正確に理解されているかどうかについて確認しうる質問を行っていない。今後、子どもの権利の認知や理解の度合いの実態を明らかにする調査を検討したい。

## ＜子どもの声を聴くこと＞

子どもの権利の基盤の一つには、「子ども自身が自分に関わるあらゆることについてきちんと自分の意見を言うことができ、またその意見が正当に重視されること」がある（子どもの権利条約第12条「聴かれる権利」）。今回の2万人を対象とした調査では、「子どもの意見を聴き、子どもと一緒に判断すべき」との回答が半数近く存在し、子どもの意見を聴きそれを尊重する意識が一定程度あることがわかった。また、「子どもの意見を聴き尊重すべき」という意識がある回答者は、体罰を容認しない割合が高いことも明らかになった。一方で、「状況によっては意見を聴き尊重できない場合があるのはしょうがない」という回答も4割近くにのぼり、これらの回答者は体罰を容認する割合も高かった。

子どもたちから寄せられたアンケート結果では、自分の意見を身近な大人に「とても聴いてもらっていると思う」と感じている子どもが約3割、「聴いてもらっていると思う」と感じている子どもが5割弱となった。ただし、今回の調査では、理由まで掘り下げて質問しておらず、「聴いてもらっている」と子どもが感じている実態がどのようなものなのかを明らかにすることができなかったため、今後さらなる調査が必要であろう。

## ＜子どもから見た体罰等＞

子どもアンケート（回答者344人）によると、体罰等に相当するいずれの行為も容認する子どもが一定数おり、かつ年齢が上がるにつれて容認度が高まる結果となった。同時に、年齢が上がるにつれて子どもの権利の認知度も増加していた。本来、子どもは暴力から守られる権利があり体罰等を受けてはならないという子どもの権利の内容への理解が深まれば、結果として体罰等の容認度は下がるはずである。しかし、調査では逆に体罰の容認度が増加していることから、学校などを通じた子どもの権利教育が不十分であることを示している。

また、約4割の子どもがこれまでになんらかの「体罰等を受けた経験がある」と回答した。体罰等を受けたことがあると答えた子どもと比較して、受けたことがないと答えた子どもは、身近な大人に自分の意見を聴いてもらっていると思う傾向があった。これは大人への調査の「子どもの意見を聴き尊重すべき」という意識がある回答者が、体罰を容認しないという結果と一致している。

2. 提言

## セーブ・ザ・チルドレンは、暴力から守られるという子どもの権利の実現のために、今回の調査結果をふまえ、国や地方自治体に対し以下の４点について提言する。

### 提言１　体罰等に関する調査を国レベルかつ継続的に実施し、子どもに対しても実施すること

今回の大人に対する調査では、体罰等を容認しない割合が増加したことが明らかになった。しかしながら、この結果は虐待に関するニュースが大きく報道された影響などによる一時的な現象である可能性も否定できない。法による体罰禁止が今後どのように社会に変化をもたらすかを長期的に確認するために、日本政府は、定期的に全国規模の調査を実施して体罰等に関する社会の意識変化を経年で見ていくと同時に、実態についても大規模な調査を行う必要がある。現在日本では、持続可能な開発目標（SDGs）のターゲット16.2「子どもに対するあらゆる形態の暴力をなくす」の進捗状況を測る指標が不十分であることが課題の一つになっているが、国による体罰等に関する調査が実施されれば、SDGsの進捗状況をはかる上で、国際比較に耐えうる指標*として活用することもできる。また、こうした調査では、実際に体罰等を受けた子ども自身の声を聴く必要性があるため、子どもに対する調査も、子どもの安心・安全を確保する体制を整え、国が責任をもって実施することが必要である。

*SDGsターゲット16.2「子どもに対するあらゆる形態の暴力をなくす」について、グローバル指標は「過去1か月における保護者等からの身体的な暴力及び/又は心理的な攻撃を受けた1歳～17歳の子どもの割合」となっている。外務省HP：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal16.html

### 提言２　子どもに対する体罰等を容認しない社会をつくるために、効果的な啓発活動を推進すること

今回の調査では、過去に自身が体罰等を受けた経験がなくても体罰等を容認する人や、体罰の具体的な行為によっては体罰と認識せずその行為を容認する人も一定程度存在することが明らかになった。

社会全体が、どんなに軽いものであっても体罰等は許されないという共通認識を持つために、厚生労働省が2020年2月にとりまとめた「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」*などを活用し、具体的にどのような行為が体罰等に該当するのかということを丁寧に伝えていくべきである。その際、体罰等が虐待につながる可能性があることや、科学的根拠に基づき体罰等が子どもに与える悪影響を具体的かつ継続して伝えると同時に、法律で禁止されているという事実もさらに周知をしていくことが効果的だろう。さらに、子どもの意見を聴き尊重することと、体罰の容認度や子ども自身の体罰の経験の低さとの関連が見られたことから、子どもに関わることについては子どもの意見を聴くべきという子どもの権利の考え方を、子育てに取り入れるような啓発が重要である。

また、子どもに対する体罰等を、一部の家庭や個人の問題として捉えるのではなく、社会全体の課題として捉えた啓発活動を強化することが求められる。したがって、母親だけではなく、父親を含む男性、年代では50代～60代までも啓発活動の対象とし、「お尻をたたく」といった行為も体罰等に含まれることや体罰等の影響などを正確にかつ早急に伝えていくことが、社会全体の体罰容認度を下げることにつながると期待される。体罰を容認する家族や周囲の大人が変わることで、体罰等によらない子育ての実践が難しいと感じる親や養育者を支援することにつながるであろう。

*厚労省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html

## 提言 3　子ども・子育て世代への支援策を拡充し、子育てに関連する公的予算を増額すること

体罰等によらない子育てを「知っていても難しい」という親の割合が前回調査と変わらなかったことから、体罰等によらない子育ての実践を促す支援、親や養育者の子育ての日常を改善するための支援を国や自治体が行う必要がある。困難を抱えた親・養育者などに対しても、多様なアプローチを通じた支援や専門機関などによる支援が提供されるべきである。また、親・養育者のみならず、子ども自身がSOSを発信できるよう、SNSを活用するなどの相談ルートの多様化や相談しやすい環境づくりなどが求められる。

国レベルでは現在、幼児教育・保育、高等教育の無償化や、待機児童の解消等の支援策、児童虐待防止対策の強化、社会的養育の推進など、様々な子育て支援・子どもに関する政策が実施され、予算が確保されている。しかし、こうした家族関係社会支出*対GDP比を見てみると、日本は1.58%**と、単純な比較はできないものの、英国やスウェーデンの半分程度であり若者・子育て支援政策全体に対する財政規模が小さい。教育機関向けの公的支出の割合も低く、比較可能なOECD加盟国38ヶ国のうち下から2番目となっている***。子育て関連予算の公的支出を増加し、子育て世代に確実に届く支援策を公的な予算と制度でもって拡充することは、子どもへの体罰等と虐待を減少させるために不可欠である。

*家族関係社会支出…家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）。児童手当や地域子ども・子育て支援事業費、児童扶養手当、保育対策費、出産手当金、育児休業手当金、育児休業給付、出産扶助、教育扶助、就学援助関連など。
**内閣府『令和2年版　少子化社会対策白書』：https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2020/r02pdfhonpen/pdf/s1-2.pdf
***OECD, Education at a Glance, 2020/ Table C2.2. “Total expenditure on educational institutions as a percentage of GDP, by source of funds (2017)”: https://www.oecd-ilibrary.org/sites/69096873-en/1/3/4/3/index.html?itemId=/content/publication/69096873-en&_csp_=b68ed930151b9d0f354aa48ee27178db&itemIGO=oecd&itemContentType=book

## 提言 4　子どもの権利を、大人と子ども自身へ啓発、普及し、教育していくこと

今回の調査では、子どもの権利について知っている大人と子どもの割合はそれぞれ3割、4割にとどまった。

子どもの権利条約の締結国として、日本政府は、子どもの権利について大人も子どもも学び、理解する環境を整えることが必要である。暴力を受けずに育つ権利があることを広く大人や子ども自身が知ることは、体罰の予防にもつながる*。そのため、子どもの権利に関する社会啓発施策に加え、学校などにおける人権教育、子どもの権利教育および関係者の研修を改善し、一層充実していくことが求められる。また、子ども、子育てに関わるさまざまな支援策の策定や実施においては、子どもの権利を基盤とし、かつ当事者である子どもの意見を聴き、反映し、参画を促すことが必要である。そのための制度、仕組み、そして予算を確保すべきである。

*国連子どもの権利委員会 一般的意見12号「意見を聴かれる子どもの権利」、パラフラフ90「子どもがもっとも幼い年齢から自由に意見を表明でき、かつそれを真剣に受けとめてもらえる家庭は重要なモデルであり、かつ、より幅広い社会において子どもが意見を聴かれる権利を行使するための準備の場である。子育てに対するこのようなアプローチは、個人の発達を促進し、家族関係を強化し、かつ子どもの社会化を支援するうえで役に立つとともに、家庭におけるあらゆる形態の暴力に対して予防的役割を果たす。」
出典：日本弁護士連合会https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_12.pdf

調査主体：公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

協力：認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク

NPO法人 子どもすこやかサポートネット

2021年3月26日

【お問い合わせ先】
**公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン**
東京事務所 国内事業部
〒101-0047東京都千代田区内神田2-8-4　山田ビル4F
TEL:03-6859-6869　FAX:03-6859-0069 E-mail:kosodate@savethechildren.org
http://www.savechildren.or.jp
※本報告書に掲載している写真はすべてイメージです。